

伊丹市行財政プラン

平成23年2月

<目次>

はじめに

伊丹市行財政の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 本市を取り巻く環境の変化 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(3) 人口構造の変化・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(4) 急激な経済の変化・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 本市の財政状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 歳入の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(2) 歳出の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(3) 今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・	11
行財政プランの基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・	12
1 市民とともに考える ・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(1) 市民の権利と義務・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(2) 分かりやすく丁寧な財政の説明と情報公開	13
(3) 市民の参画と協働・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2 行政の役割と事業の実施主体 ・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(1) 行政の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(2) 事業の実施主体とコスト負担のあり方	14
(3) 世代間負担の公平性・・・・・・・・・・・・・・・・	14
行財政プランの取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・	16
1 積極的な財源の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(1) 公平性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(2) 使用料・手数料等の適正化・・・・・・・・	17
(3) 収益事業収入の確保・・・・・・・・	19
(4) 新たな財源の確保・・・・・・・・	19
2 事務事業の抜本的な見直し ・・・・・・・・	20
(1) 事務事業の総点検による見直し	20
(2) 政策的・投資的事業などの取り組み方針	20

3	効率的・効果的な行財政運営	20
(1)	民間活力の活用	20
(2)	第三セクター等の抜本的な改革	21
(3)	地方公営企業等の経営健全化	22
(4)	公共施設マネジメントの推進	26
4	人事行政	27
(1)	人材の育成	27
(2)	組織と定員の管理	28
(3)	人件費の適正化	30
5	財政指標の目標設定	31
(1)	財政健全化法の指標	31
(2)	その他の財政指標	35
	おわりに	37
	行財政プランの体系	38
	行財政プラン取り組み項目	39
	財政収支見通し《一般財源》	61

はじめに

平成 22 年度において伊丹市行財政改革推進懇話会での 7 回の議論を経て、同懇話会から提出された意見書をもとに、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 ヶ年を計画期間とする伊丹市行財政プランを策定しました。

伊丹市行財政の現状と課題

1 本市を取り巻く環境の変化

(1) 国の動向

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)では、地方財政に対して人件費の大幅な削減、地方単独事業は現在の水準以下に抑制、一般行政経費は平成 18 年度と同水準とするなどの歳出削減や抑制とともに、国庫補助負担金の廃止・縮小、交付税の見直し、税源移譲の三位一体改革による推進が求められました。

また、平成 18 年 12 月に制定された地方分権改革推進法に基づき発足した地方分権改革推進委員会において、「地方分権推進にあたっての基本的な考え方」(平成 19 年 5 月 30 日)及び平成 21 年 11 月の計 4 次にわたる勧告により、地方公共団体の自主性を強化し自由度の拡大を図ることが求められました。

さらに、地域主権戦略大綱(平成 22 年 6 月 22 日閣議決定)において、国と地方公共団体の関係を対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、国民が地域の住民として自らの暮らす地域のあり方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて改革を推進していかなければならないとされました。

一方、平成 19 年には地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)が制定され、地方公共団体の財政は、住民や議会の監視の下においてその健全性が確保されるべきものであり、地方分権の推進に伴い、従来にも増して財政規律を確立し住民がこれをチェックし責任を持つ財政民主主義の機能を果たすことが強く求められました。

(2) 県の動向

兵庫県では、震災復興のために発行した地方債の償還等が現下の県財政の負担となっているため、財政の改善を図り持続可能な行財政構造を確立するため、県議会の議決を経て平成 20 年 10 月に新行財政構造改革推進

方策(新行革プラン)を策定し、行財政全般にわたる改革を進めています。

また、平成22年11月には、国の経済成長率見込みや地方一般財源総額の見通しを踏まえ、増加した財源不足額に対処するための「第2次新行革プラン(企画部案)」が示され、事務事業のさらなる見直しや特別な財源対策を講じることとされています。

兵庫県は今後、県議会の「行財政構造改革調査特別委員会」における調査・審議をはじめ、パブリックコメントの実施等を通じて、幅広く意見、提言をいただきながら、平成23年度の国予算、地方財政計画等を踏まえ、平成23年度の予算編成過程において、財政フレームの見直しや必要な対応を検討し、第2次新行革プラン(案)として取りまとめ、行財政構造改革の推進に関する条例に基づき、行財政構造改革審議会や行財政構造改革県民会議の意見を聴いたうえで、平成23年2月に議案として上程するものとされています。

(3) 人口構造の変化

我が国の人口は、総務省統計局の「人口推計」によれば、平成16年12月の1億2,779万人をピークに減少し、平成22年11月の概算値では1億2,739万人となっています。

また、65歳以上の高齢者人口は、2,944万人(平成22年9月現在)で、総人口に占める割合は23.1%となっており、人口及び割合ともに過去最高となっています。

一方、出生率は、内閣府の「平成22年度版子ども・子育て白書」によれば、平成17年に1.26と過去最低の出生率まで落ち込み、その後、平成20年に1.37まで3年連続して上昇しましたが、欧米諸国と比較すると、なお低い水準にとどまっています。〈図1〉

< 図 1 >



（出典：内閣府 平成22年度版子ども・子育て白書）

（4）急激な経済の変化

平成20年9月のリーマン・ショックに端を発した世界的な金融危機の恐れから我が国の経済情勢は急激に悪化し、これまで景気を牽引してきた輸出の落ち込みや企業業績の悪化に伴う設備投資が大幅に減少しました。その後は、緩やかな回復基調にあるものの、各種経済対策などの政策によるところも大きいことから自立性に乏しく、雇用情勢も完全失業率が依然高水準に推移するなど、厳しい状況となっています。

さらに、平成22年には欧州の財政に対する不安から金融システムに対する懸念が高まり、再び金融資本市場が不安定になったことから、相対的に外国為替市場において円高が進行したため、国内企業の生産を海外へ移転させたり、集約化させる動きが見られるようになり、本市におきましても税収や雇用などを通じて、このような経済のグローバル化に伴う影響を強く受けるようになりました。

2 本市の財政状況

平成21年度における一般会計決算については、歳入は、市税収入が景気の低迷による企業実績の悪化の影響を受け、297億7,939万円の前年度に比べ16億6,237万円（5.3%）の減となり、阪神・淡路大震災の影響を受けた平成7年度以来の2番目の減少額及び減少率となりました。特に、法人市民税は17億7,286万円の前年度に比べ12億

1,605万円(40.7%)の減となり、過去最大の減少額及び減少率となりました。

歳出は、人事院勧告や退職者数の減に伴い、期末勤勉手当が減少したことや退職手当が減少したことなどにより、人件費総額は131億2,919万円で、前年度に比べ9億7,278万円(6.9%)減少しました。この結果、歳出総額に占める人件費の割合は、20.3%となり、阪神・淡路大震災の影響を受けた平成7年度以降では2番目に低い割合となりました。一方、生活保護費や障がい者・児童福祉サービス費などが増加した扶助費、定額給付金・子育て応援特別手当の支給に伴う補助費等は、決算額並びにシェアともに過去最大となりました。

この結果、実質収支の黒字額である3億2,881万円は、阪神・淡路大震災の影響を受けた平成7年度の8,834万円に次ぐ2番目に低い額となりました。

貯金に当たる財政基金の残高は35億2,047万円で、平成17年度以降、着実に増加していますが、病院事業等の企業会計へ貸付を行っているため、実質的な残高7億47万円は昭和53年度以来の低額となりました。

借金に当たる地方債残高は、建設事業の財源として発行した普通債(1)は年々減少しており、平成21年度末残高の432億525万円は、平成12年度のピーク時の4分の3以下の水準となっていますが、臨時財政対策債などの特例債(2)の発行が15億3,997万円増加したこと等により、普通債と特例債を合わせた地方債残高は7億4,280万円の増加となりました。

財政健全化法に基づく財政健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当がなく、実質公債費比率は7.9%(対前年度0.4ポイント改善)、将来負担比率96.4%(対前年度8.4ポイント改善)となっており、公営企業の経営健全化判断比率については、公設卸売市場事業特別会計において8.4%(対前年度10.8ポイント改善)の資金不足比率が発生しました。

経常収支比率については、算定の分子となる経常的経費の支出額は約1億5千万円減少しましたが、分母となる市税などの経常一般財源が約4億7千万円減少したため、98.7%と前年度数値より0.8ポイント悪化しました。

1 普通債：市民の税金で返済する借金で、道路や学校などの建設に充てられます。

2 特例債：国の減税に伴う税収の補てんや地方財政の収支不足を補うための借金で、その返済は国が手当を行うこととされています。

(1) 歳入の現状

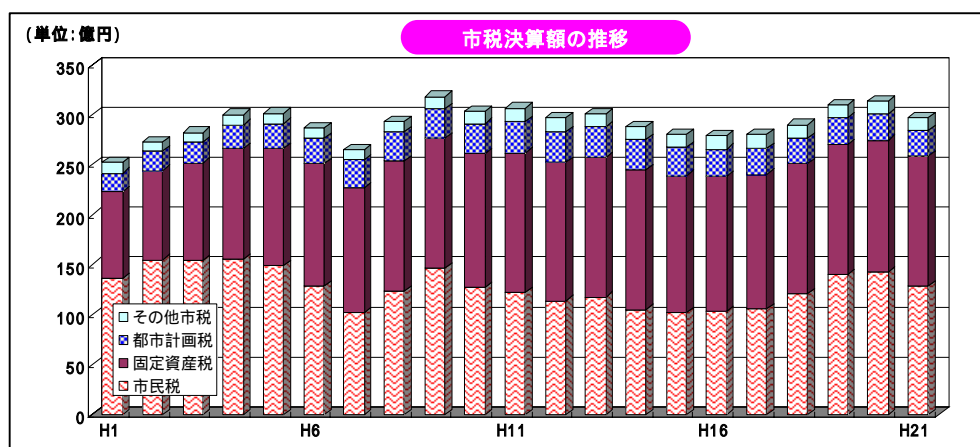
市税

市税収入は、景気の低迷による企業業績の悪化の影響を受け、297億7,939万円で、前年度に比べ16億6,237万円(5.3%)の減となり、阪神・淡路大震災の影響を受けた平成7年度以来の2番目に大きな減少額及び減少率となりました。

特に、法人市民税は17億7,286万円で前年度に比べ12億1,605万円(40.7%)の減と過去最大の減少額及び減少率となり、個人市民税も不況の影響を受け、1億9,352万円の減となりました。

法人市民税は、世界経済の緩やかな回復等によって改善が見込まれるものの、税務会計上の企業の繰越損失が未だに残存していることを踏まえれば、今後についても大きな伸びを期待することは困難な状況となっています。<図2>

<図2>



地方交付税

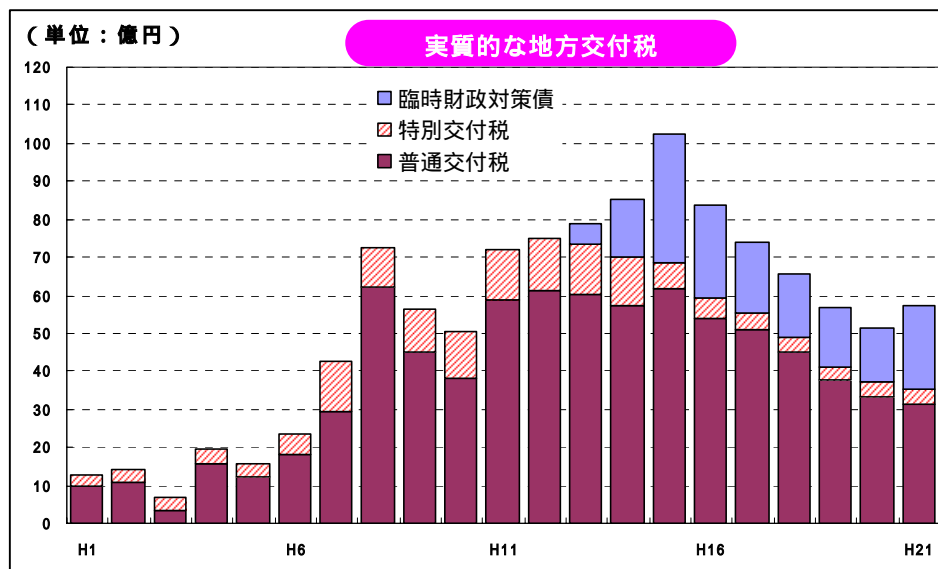
臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は、平成21年度決算では、前年度に比べ約6億2,000万円増の57億4,829万円となりました。

しかしながら、一般財源に占める割合は、平成20年度決算では12.3%、平成21年度決算では14.0%となっており、依存率が増加している状況となっています。

地方交付税は、地方公共団体が標準的な行政水準を確保することができるように地方財源を保障するものです。しかしながら、その原資が国税五税の一定割合とされていることから常に不足している状況となっています。

このため毎年策定される地方財政対策において、臨時財政対策債を発行して実質的な地方交付税が確保されているところです。＜図3＞

＜図3＞



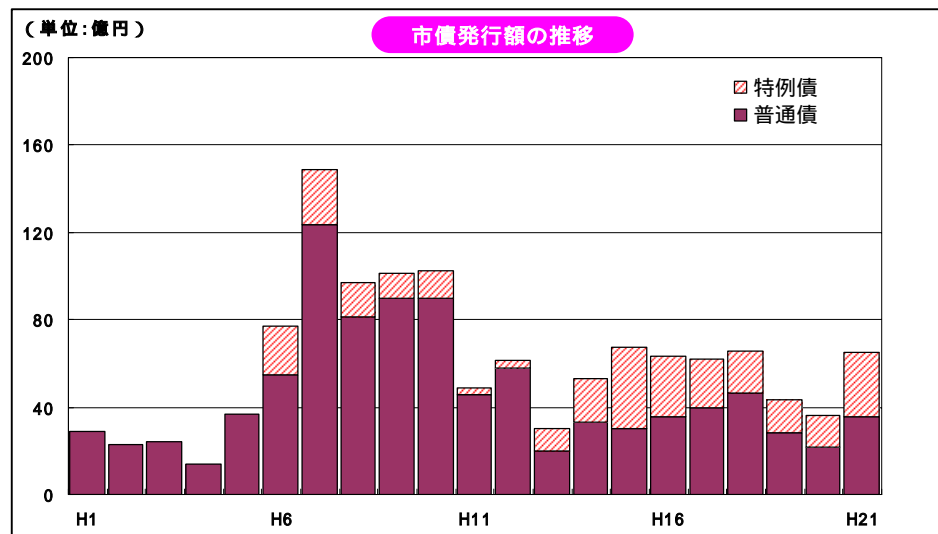
市債

平成21年度において一般会計が発行した市債は、65億1,882万円で、前年度に比べ9,526万円(1.5%)増加しました。

主な内訳としましては、小学校や中学校の大規模改修や耐震化に充てるために発行した市債が13億8,120万円増加した一方、前年度に発行した市債の借換えが28億1,990万円減少したことなどとなっています。

本市におきましては、市債の発行は、特例債及び土地開発公社の用地取得に係る市債を除き、原則として毎年度20億円以内とし、市債残高の抑制に努めます。＜図4＞

< 図 4 >

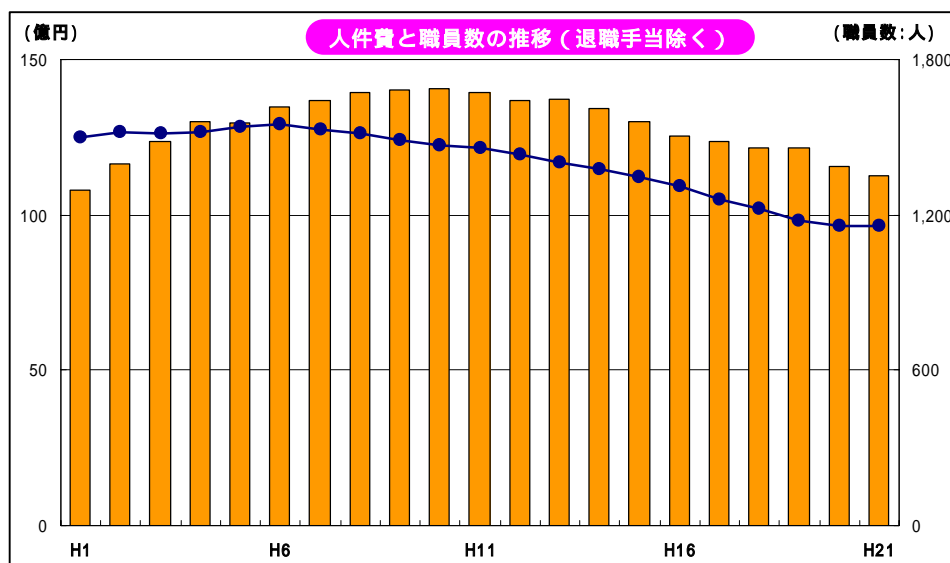


(2) 歳出の現状

人件費

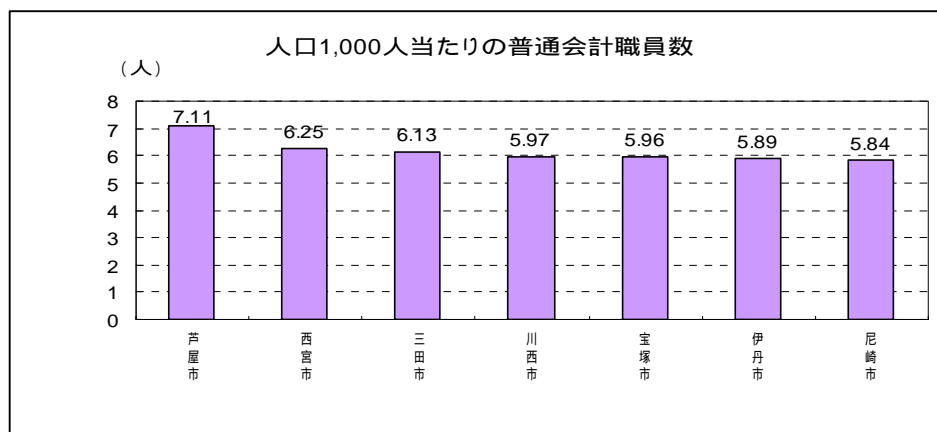
平成21年度の退職者数は81人で、前年度に比べ18人減少したほか、人事院勧告に伴う給料、期末勤勉手当等の減少などにより、131億2,919万円で前年度比9億7,278万円(6.9%)の減となり、歳出総額に占める割合20.3%は震災以降では、平成7年度(19.6%)以来過去2番目に低い割合となっています。< 図 5 >

< 図 5 >



また、「人口1,000人当たりの普通会計職員数」は、平成22年4月1日現在で5.89人となっており、阪神間では2番目に低い水準となっています。<図6>

<図6>



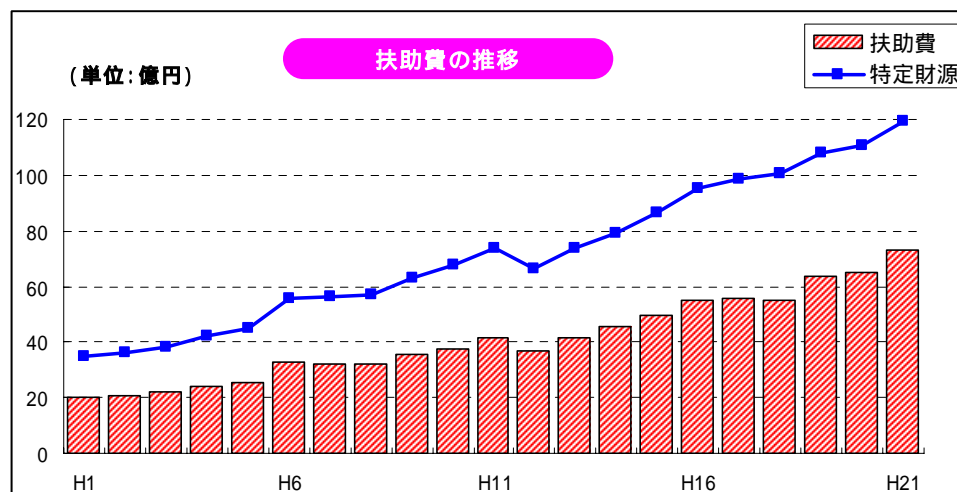
(平成22年4月1日現在 本市調べ)

扶助費

景気の低迷に伴う失業者の増加などにより、生活保護費は38億6,578万円と、前年度に比べ5億8,549万円(17.8%)増加したほか、障がい者等の福祉サービス費が15億9,691万円と前年度に比べ2億9,407万円(22.6%)の増加したことなどにより、扶助費全体では119億5,664万円と前年度に比べ9億791万円(8.2%)増加し、過去最大の決算規模となりました。また、歳出総額に占める割合(18.5%)も過去最大となりました。

今後、さらなる高齢化の進展に伴い、社会保障関係費がますます増加することが見込まれています。<図7>

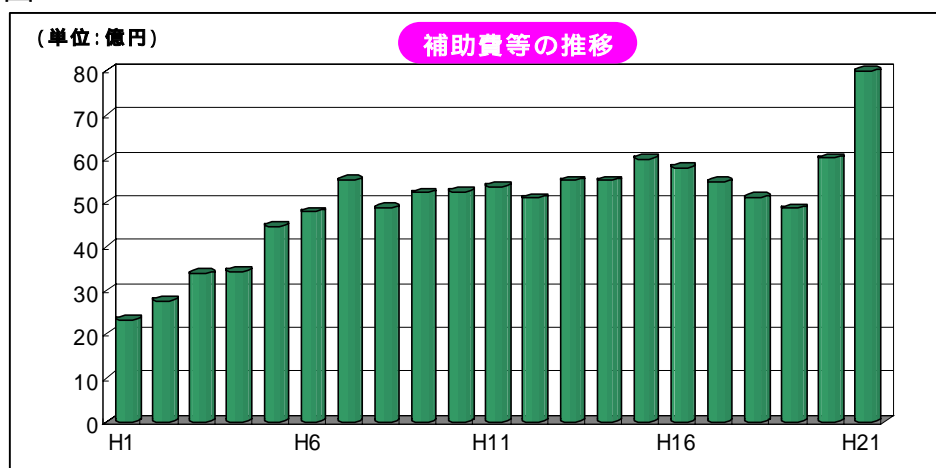
<図7>



補助費等

定額給付金や子育て応援特別手当の支給のほか、公営企業会計の適用となった下水道事業への補助金(前年度までは繰出金)の増加等により、補助費等全体では、112億9,982万円で前年度に比べ52億9,230万円(88.1%)の増となり、過去最大の決算規模となりました。また、歳出総額に占める割合(17.5%)も過去最高となりました。<図8>

<図8>



公債費

平成21年度決算においては、68億8,795万円となり、前年度に発行した借換債を除けば、8,838万円の増加となりました。

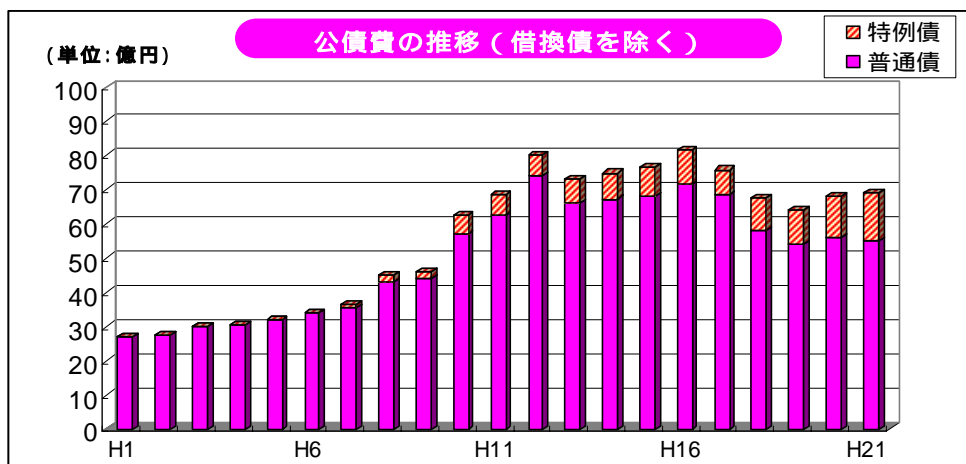
この結果、普通会計では市の借金にあたる地方債残高は、648億6,819万円で前年度に比べ7億4,358万円(1.6%)増加しましたが、ピーク時であった平成12年度の670億3,545万円から比べて、21億6,726万円減少しました。

特に、特例債を除いた普通債の地方債現在高は432億525万円で、ピーク時であった平成12年度より154億1,855万円の減少となっています。

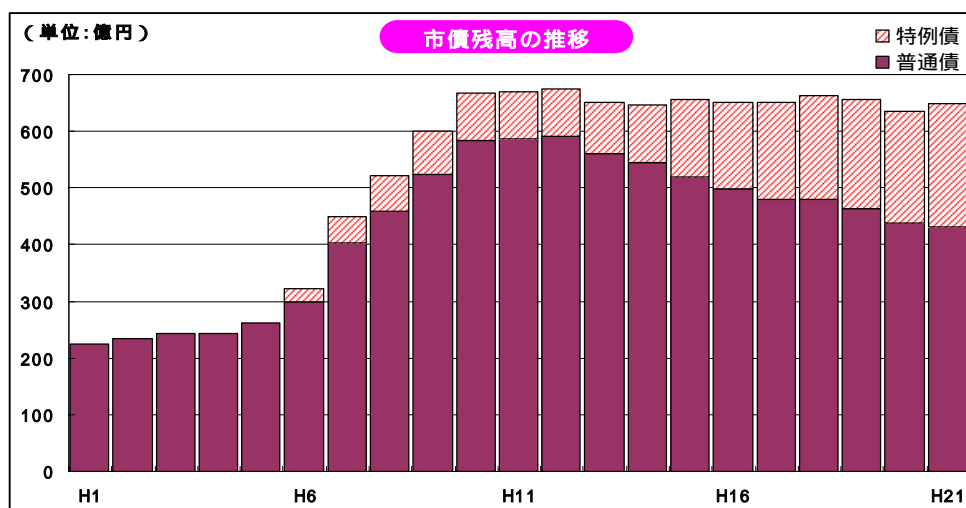
このように、税金をもって返済する普通債は減少傾向にありますが、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債などの特例債に係る償還は徐々に増えつつあります。

公債費の増加は、経常収支比率の上昇に影響を及ぼし、将来の財政の硬直化を招くことにもつながりますので、発行については償還計画や発行総量の抑制などの管理に一層努めていきます。<図9><図10>

< 図 9 >



< 図 10 >



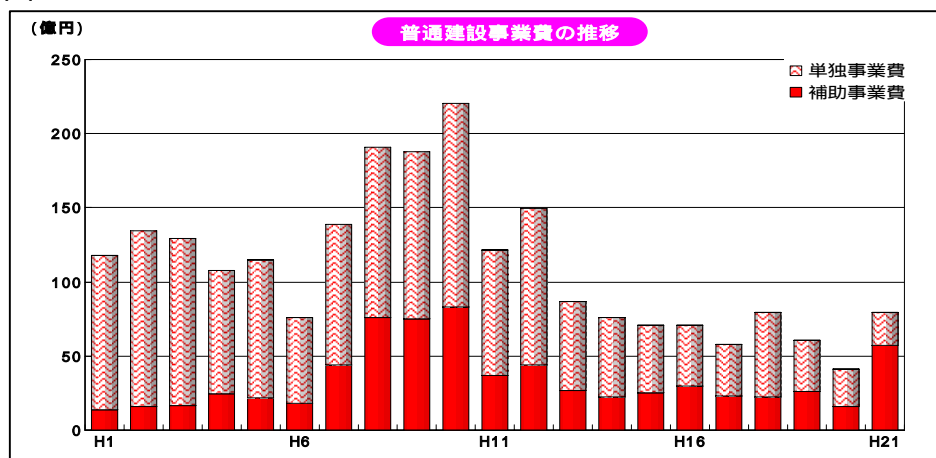
普通建設事業費

平成 21 年度決算においては、補助事業においては、小学校や中学校の大規模改修や耐震化などに伴い、57億5,676万円と前年度に比べて41億6,737万円増加しました。一方、単独事業においては、都市公園整備事業や障害者福祉施設整備事業が終了したことから21億7,785万円と前年度に比べて3億5,248万円減少しました。

この結果、普通建設事業全体としては、79億3,462万円と前年度に比べて38億1,488万円増加しました。

普通建設事業などの投資的経費は、平成10年度と比較すると約1/3の水準となっていますが、学校の耐震補強などの住民の安全・安心に関わるものは、重点的かつ積極的に整備しています。< 図 11 >

< 図 1 1 >



(3) 今後の課題

今後、景気の回復が不透明と言われている中、少子高齢化による市税の伸び悩みに加え、社会保障関係費や子育て施策の拡充に係る経費の増加、共同利用施設や生涯学習施設などの公共施設の維持管理経費や建て替えに係る経費の増加などにより、厳しい財政状況は続くものと見込まれます。

また、財政健全化法においては、一般会計のみならず、特別会計や企業会計の赤字や資金不足額を連結した財政の健全化が求められています。

このため、国民健康保険事業や宮ノ前地区地下駐車場事業などの赤字決算となっている特別会計や、資金の不足を生じているため一般会計や基金から借入を行っている病院事業や下水道事業については、経営の健全化を図るため、抜本的な措置を講じる必要が生じています。

地域主権や地方分権においては、地域の自主性と責任のもとで、限られた財源の中で市民ニーズに沿った行政サービスを安定的に提供し、福祉の向上に努めることが重要となってきます。

このため、市はこれまで以上に市民の皆様のご理解とご協力の下、歳入の確保と歳出の徹底した見直しを行うなど、将来にわたって安定した財政規律の確保に努めていきます。

また、わかりやすい資料で市民に財政状況を説明し、市民の皆様にご理解していただけるよう一層の努力を行っていきます。

行財政プランの基本方針

厳しい財政の下、複雑化、多様化する行政需要のすべてに対応することは容易ではなく、限られた財源を最大限有効かつ計画的に活用する健全な行財政運営を行っていかねばなりません。

本市におきましては、平成18年度から平成22年度までを計画期間とした「伊丹市行財政運営改善計画」において、従来のやり方を抜本的に見直さない限り、政策的・投資的経費を従来の30億円から20億円に圧縮したとしても5ヵ年で120億円を超える財源不足が生じる見込みが生じていたことなどから、その着実な実施により財源不足を解消し、行財政改革の推進に取り組んできました。

今後、地域主権や地方分権の一層の推進によって行政の仕組みが「国から地方へ」、「地方から地域へ」と大きく変わろうとしている中、市民力や地域力を活かすまちづくりを一層推進し、地域自らの判断と責任において様々な諸課題に取り組んでいくことが求められています。

本市としましては、こうした状況を踏まえつつ、伊丹市総合計画（第5次）の掲げる将来像の実現に向け、別途策定する「伊丹市中期財政収支見通し」を通じて、国や県の動向や市民ニーズ、行政評価の結果などを踏まえながら、歳入の確保と歳出の見直しに取り組めます。

1 市民とともに考える

本市を取り巻く行財政の環境は依然として極めて厳しく、これまでも積極的に行財政改革の推進に取り組んできたところではありますが、人口の減少や市民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められています。

このため、限られた財源を適時、必要とされている行政サービスに迅速かつ的確に振り向けることができるよう、財政状況の良い悪いにかかわらず、不断の見直しを行っていく必要があります。

平成22年6月22日に閣議決定された「地域主権戦略大綱」においては、「地域主権改革とは、日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」であり、「地域主権は、この改革の根底をなす理念として掲げているものであり、日本国憲法が定める地方自治の本旨や、国と地方の役割分担に係る補完性の原則の考え方と相まって、国民主権の内容を

豊かにする方向性を示すもの」であるとされています。

市民が主体となった地域の特性を活かしたまちづくりの実現のためには市民も自らの判断と責任において今後の行財政のあり方を考えていくことが求められています。

(1) 市民の権利と義務

地方自治法第10条第2項においては、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」こととされています。

これは、住民の基本的な権利と義務を規定したもので、住民ならば何人も同じ資格で区別なく平等に住民福祉の増進を目的として行われる住民に対する様々な利便やサービスの提供を受けることができる一方で、各種の行政活動を行うに当たって必要とされる経費については、その団体の住民が税金や使用料・手数料などによって負担を分かち合うことが規定されています。

(2) 分かりやすく丁寧な財政の説明と情報公開

本市の財政状況やお金の使い道について市民が理解するためには、分かりやすく丁寧な財政状況の説明と積極的な情報公開がとても重要であります。

「どれくらい厳しいのか」「なぜ厳しいのか」「いつまで厳しいのか」など、本市の行財政の厳しい現状と課題等を広報紙やホームページなどを活用し、わかりやすく示していきます。

また、事業のPR用パンフレットやチラシに事業経費を記入するなどコスト意識の啓発に取り組みます。

(3) 市民の参画と協働

本市における参画と協働に関する取り組みは、平成12年4月に施行された地方分権一括法が契機となり、平成15年10月に「伊丹市まちづくり基本条例」を施行後、「パブリックコメント制度」、「市民会議」、「ラウンドテーブル」などを整備し、市民の意見を市政に反映させる仕組みをつくってきました。

平成23年度からスタートする伊丹市総合計画(第5次)では、基本目標として「市民が主体となったまちづくりの実現」を掲げ、豊かな市民自治の実現を目指した市民生活に最も近い基礎自治体として地域の特性や課題に応じたまちづくりのために、市民、事業者など多様な主体が連携して

活動できる仕組みづくりを推進していきます。

また、新しい公共（支え合いと活気のある社会をつくるための市民、企業、行政など当事者たちの協働の場）や PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の取り組みを積極的に進めていきます。

2 行政の役割と事業の実施主体

（1）行政の役割

行政は、厳しい財政状況の下、少子高齢化や人口減少など社会構造の変化に柔軟に対応し、将来にわたって持続可能な自治体運営を維持し、市民生活に必要な不可欠な公的サービスを安定的に供給していかなければなりません。

市民満足度の高い行政サービスを提供するためには、限られた経営資源を最大限有効に活用し、市民サービスを効率的効果的に実施していくことが求められています。

（2）事業の実施主体とコスト負担のあり方

一口に行政サービスと言っても、たとえば、道路や消防、学校など市民生活を営むうえで不可欠な基盤となるもの、美術館の入場や証明書の発行など特定の受益者が存在するもの、下水道の使用や産業廃棄物の処理など原因者が存在するもの、などその利益を享受する市民は多岐にわたっています。

また、すべての行政サービスには、必ずコストがかかっており「無料」ということではありません。行政サービスの対価として個人負担がないことは代わりに誰かが負担しているか、あるいは税金によってそのコストが賄われていることとなります。

さらに、高い行政サービスを提供するためには、相応のコストがかかり、最終的には、市民で分かち合う負担が増えることを意味します。

（3）世代間負担の公平性

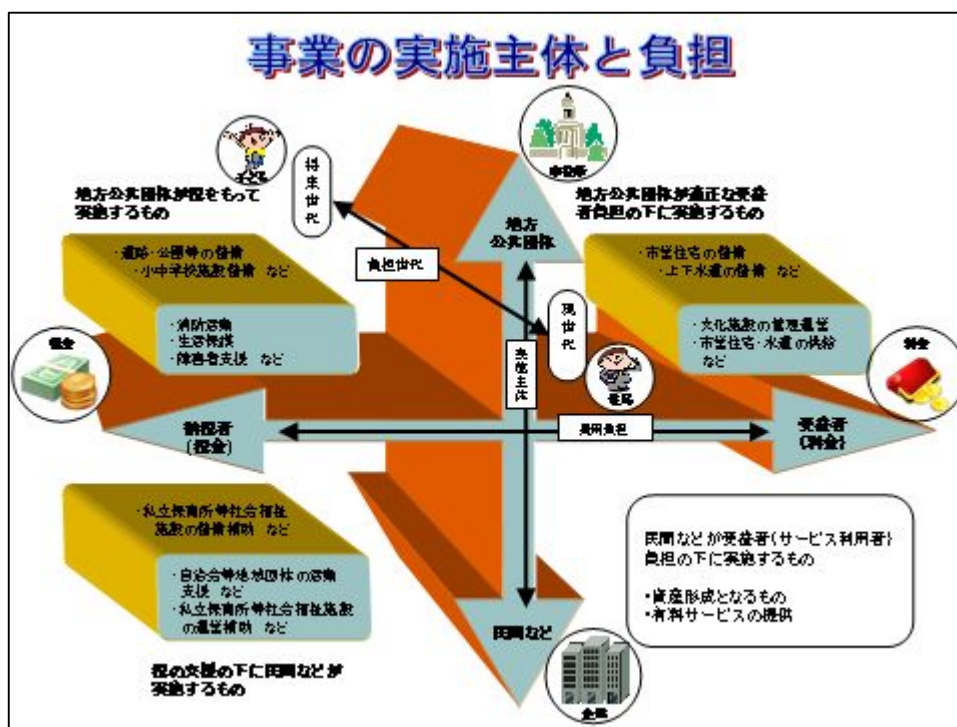
道路や学校、文化施設などは、現在、利益を享受する市民だけが利用するのではなく、将来にわたって利用されるものです。このため、このような建設事業に要する経費は、将来、利益を享受する市民にも負担を分担してもらったことが、負担の公平性という観点からは妥当です。

一方、人件費や物件費、扶助費などの経常的な経費については、その年度で消費されるものであり、将来の市民がその便益を享受することにはな

らないため、当該年度ごとに必要な財源は、その年度の市税などによって賄う必要があります。将来の世代に負担を転嫁しないよう行財政運営を行う必要があります。

このため、本市が行っている行政サービスについて、「誰が」「どのような方法で」「どのぐらいの」負担を分かち合うことが妥当であるのか、などについて、事業の実施主体や費用の負担などを市民の皆様とともに考えていきます。〈図12〉

〈図12〉



行財政プランの取り組み

1 積極的な財源の確保

全ての行政サービスには人員配置とこれを賄う財源が必要であり、受益と負担の適正化とともに、公平性の徹底を図っていかなければなりません。

そのためには、本市が所有する限られた資源を有効に活用し、積極的な財源確保を図っていくことが重要です。

また、市政の推進に当たっては、施策や事業が中長期的な税の増収に結び付くものであるかという視点も考えていく必要があります。

(1) 公平性の確保

市税の適正かつ効率的な課税事務の推進

市税においては、平成19年度に国から地方への一定の税源移譲が進められ、市の歳入に占める地方税の割合が高まり、基幹歳入である地方税の確保がますます高まっています。平成23年度からは、国税と地方税における電子申告がさらに充実されることとなるため、これを有効に活用し、課税事務の精度を高め、適正かつ効率的な課税を推進します。

また、給与支払報告書の電子報告や法人市民税及び固定資産税の償却資産の電子申告を進め、納税義務者及び特別徴収義務者の申告等における事務手続きの合理化を進めます。

固定資産税・都市計画税については、実地調査を充実するとともに、土地・家屋に関する各種規制や家屋素材の変遷などを盛り込んだ評価基準の研究を進め、公平な課税を徹底します。

市税の徴収率の向上

景気の低迷などにより、市税収入の減少や滞納者が増加傾向にある中、市税徴収率の向上と滞納額の解消・減少に向けた取り組みがますます重要となっております。滞納を放置することは、税を納めなくても良いという状況になり、地方自治のみならず民主主義の根幹が崩壊することにも成りかねないことから、市税の確実な徴収については、行政への信頼の観点からも、重点的に取り組みます。

本市においても、平成20年度をピークに現年度の収納額が減少傾向にある一方、市税の滞納額については増加傾向にあり、特に、個人市民税について顕著となっております。

このため、徴収率の向上策として、コンビニ収納の導入や地方税の電子申告の導入など納税環境の整備に取り組んでいきます。

滞納防止と滞納処分の強化

新たな滞納発生を抑制するため、現年度分については納期内納付を徹底するとともに、電話催告の強化月間の設定、休日納税相談の実施、納税折衝、兵庫県と共同した特別徴収の推進など、完納に向けた取り組みを行います。

税の滞納整理に当たっては、効率的な徴収体制の整備に向け、正規職員が行うべき業務と嘱託職員で対応できる業務を実効性と費用対効果の観点から検証し、嘱託職員による少額滞納者への電話催告業務の充実と正規職員による滞納整理の推進を図ります。

一方、再三にわたる納税折衝にも応じず、資産を保有していながら納税に応じない滞納者に対しては、給与や預金などの財産調査を行うとともに、悪質な場合には、刑事告発や関係機関の立会いの下で捜索を行うなど、差し押さえや換価処分などの滞納処分に毅然とした対応で臨みます。

また、税務職員の知識やノウハウの継承を図るとともに、国税や県税とも連携しながら組織的かつ計画的な人材育成を行っていきます。

市税以外の収入未済対策

平成21年度決算において、市税で約20億1,000万円の収入未済額が生じているほか、国民健康保険税で約34億7,000万円、市営住宅等使用料で約1億3,000万円、保育料（保育所利用負担金）で約9,000万円、児童くらし育成料で約400万円など、多額の収入未済額が発生しています。

このため、各担当部署の徴収マニュアルの作成に努めるとともに、滞納者に対しては制度を理解していただくよう啓発活動に取り組みます。

しかしながら、再三にわたる交渉にも応じない悪質な滞納者に対しては、法的措置を講じるなど、毅然とした対応で臨みます。

また、電話による催告など民間でできるものは委託を検討し、効率的な業務遂行により徴収率の向上に努めます。

減免などの取り扱いについて

行政財産の使用料などの減免については、社会経済情勢や市民の意識変化を踏まえつつ、適時適切に見直しを行います。

(2) 使用料・手数料等の適正化

使用料は、行政財産や公の施設の使用、利用の対価としてその使用者、

利用者から徴収するもので、手数料は、特定の者のために提供する公の役務に対し、その費用を償うため徴収するものです。

使用料・手数料等のあり方については、平成3年8月12日付けで、伊丹市使用料手数料等審議会から次のような答申がなされています。

使用料・手数料等は、特定の行政サービスの対価としてその利用者から徴収されるものである。特定の行政サービスによって、特定の者が利益を受ける場合には、その行政サービスに要する経費はその受益者が受益に応じて負担すべきであり、これを税等で賄うことは、利益を受けない市民から徴収した税等を特定の者の受益のために要する経費に充てることになり、負担の公平性を欠くといういわゆる受益者負担の原則に立脚したものである。

(中略)

具体的な料金設定に当たっては、行政サービスの費用と受益者負担との関係に着目するのは当然であるが、必要に応じ、伊丹市の施策、財政状況、各行政サービス間の費用負担のバランス、近隣自治体の類似サービスあるいは民間におけるサービスの状況なども考慮しつつ、市民間の負担の公平、料金の妥当性の確保等に配慮して判断すべきである。

また、個々の使用料・手数料の見直しについては、既に、伊丹市行財政懇話会の昭和60年10月の答申における「伊丹市行財政運営改善計画」の中で「3年ローテーションを基本に行政コストの上昇に応じて見直す」こととされているところです。

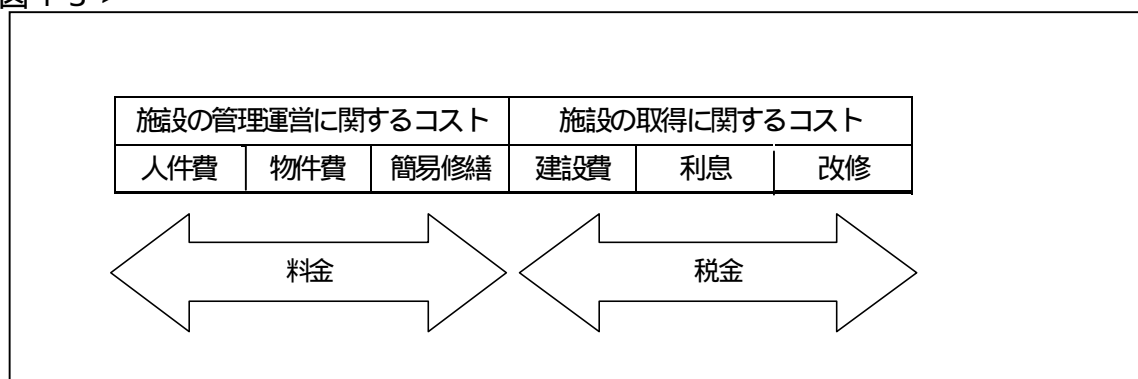
このように、使用料・手数料における見直しの考え方が既に確立されているにもかかわらず、平成10年度以降、その大半が見直されていない結果、市民相互間における負担の公平性に均衡が保てない状況となっています。

本市におきましては、今後、原価の70%程度を目安に、管理運営に関するコストを賄えないものについて見直しの対象とし、近隣地方公共団体の類似施設あるいは民間における料金との均衡を参考にしつつ設定することとし、見直し期間にあっては、3年に1回の見直しを定期的に行っていきます。

また、分担金・負担金についても、特定の事業を実施することによって、特別の利益を受けるものが応分の負担を行う趣旨であることから、法令等に特別の規定がある場合を除き、使用料・手数料と同様の考え方によって

見直しを行っていきます。＜図13＞

＜図13＞



（3）収益事業収入の確保

本市は、尼崎市モーターボート競走場に事務所を置いてモーターボート競走法に基づき、主催レースや他場でのレースの場外発売の競艇事業を行うとともに、姫路、滝野、洲本の3つの場外発売場を運営しています。

公営事業の目的は、収益金を一般会計へ繰出ることによって、市財政に寄与するとともに、市民福祉の向上に役立てていくことにあります。

平成2年度決算では約39億円を超える一般会計への繰入がありました。その後減少を続け、平成21年度決算では一般会計への繰入金は3億5,000万円となっています。

引き続き、特別競走の招致や事業経費の削減など収益の拡大に努め、収益事業収入の確保に取り組みます。

（4）新たな財源の確保

歳出の削減だけではなく、遊休資産の活用などにより新たな財源の確保に努めます。

- ・ 「たみまる」などのキャラクター商品や「伊丹郷の水」の販売など伊丹市独自の商品の販売。
- ・ 目的を達成した机や書庫などの事務用品、消防車、清掃車など除却財産のインターネットオークションを活用した売却。
- ・ ネーミングライツや封筒への企業広告掲載など企業と協調した取り組み。
- ・ 市が所有する遊休土地の貸付や売却などの資産の有効活用。

2 事務事業の抜本的な見直し

行政が実施する住民サービスについては、その目的、必要性、公益性及び代替性の有無の観点から税の使い方について市民とともに考え、不断に見直しを行っていきます。

事務事業及び施策の行政評価の結果を人員配置や予算編成などの資源配分に的確に反映します。

(1) 事務事業の総点検による見直し

事業実施の根拠、手法及び効果について不断の検証を行い、最少の経費で最大の効果を挙げることができるよう努めます。

特に、類似事業の統廃合、市民ニーズにあった事業内容への変更などについては、重点的に見直しを行います。

新たに行政サービスの提供が必要とされる場合にあっては、「あれもこれも」ではなく「あれかこれか」とする、選択と集中に取り組みます。

また、あらかじめ事業見直しの年限を定めるなど、一定期間経過後に存廃の検討を行うサンセット方式の導入を行います。

(2) 政策的・投資的事業などの取り組み方針

平成23年度から平成27年度まで、政策的・投資的経費に係る一般財源の総額を原則として毎年度15億円以内とします。

市債の発行は、特例債及び土地開発公社の用地取得に係る市債を除き、原則として毎年度20億円以内とし、市債残高の抑制に努めます。

補助金や助成金についても、その目的や必要性及び効果について検証を行い、新設の場合には既存の事業の廃止に伴うスクラップ・アンド・ビルトを原則とします。

3 効率的・効果的な行財政運営

地域主権や地方分権の推進に伴い、自らの判断と責任のもと不断の見直しに取り組んでいくことが求められる中、地方を取り巻く環境の変化に対応し、目的達成のための効率的、効果的な行財政運営を行っていきます。

(1) 民間活力の活用

民間の専門知識やノウハウを活用することにより、行政サービスの向上や効率化が図られる業務については、官民の役割分担・協働の観点から民間委託の検討を行います。

特に、市民の参画と協働については新しい公共（支え合いと活気のある社会をつくるための市民、企業、行政など当事者たちの協働の場）やPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）など具体的な取り組みを検討するとともに、地域の特性を活かした独自サービスを地域が判断と責任のもとで実施できる制度を検討し、地域の活性化につなげる仕組みづくりに取り組みます。

また、指定管理者制度については、民間の経営手法を十分に活用した歳入の確保に努めるとともに、モニタリング及びアンケートの活用や事業の精査などの効果検証を通じて、制度導入の効果を高めるよう取り組みます。

（２）第三セクター等の抜本的な改革

国が示した第三セクター等の抜本的改革等に関する指針（平成21年6月23日付け）では、地方公共団体は財政健全化法等を踏まえ、一般会計等のみならず、第三セクター及び地方公社、並びに地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人、その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人（以下「第三セクター等」という。）を対象として、収支、経営状況、資産及び将来負担の実態も含め適切に把握し、当該団体の財政状況を全体としての確に分析した上で将来負担比率の適切な抑制を行うなど財政健全化に取り組む必要があるとされました。

特に、財政健全化法が平成21年度から全面施行されたことから、同年度から5年間で、基本的にすべての第三セクター等を対象として必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用し、存廃も含めた抜本的改革を集中的に行うべきものとされました。

土地開発公社の抜本的な見直し

本市の土地開発公社は昭和48年に設置されましたが、事業用地に係る土地利用計画が進まなかったことや土地価格の下落により保有している土地に評価損などが生じたことなどから、平成21年度決算において約27億円の累積欠損金を抱える状況です。

本市の土地開発公社はこれまで、平成18年3月29日付け兵庫県知事から公社経営健全化団体として指定を受け、平成18年度より経営健全化計画に取り組んでいますが、平成22年度末に最終目標としている保有期間が5年以上の保有地の解消は困難となっております。

これを放置し続けて買戻しを行わなければ、支払い金利だけを繰り延べ

していくことになり、平成21年度は金融機関への融資手続きにおいて約5,000万円の事務手数料が発生していることから、平成25年度までに廃止に伴う処理策を検討します。

財団法人の整理・統廃合

財団法人においては、公益法人制度の抜本的改革において、平成25年度までに公益財団法人か一般財団法人への移行が求められている中、財政健全化法による将来負担比率への影響や財団法人自体の必要性や公益性及び経営状況を検証したうえで、廃止を含めた抜本的な見直しに取り組めます。

経営検討委員会（仮称）の設置

第三セクター等の抜本的改革の推進については、第三セクター等により提供される財・サービスの経済的性格を含めた事業そのものの意義、採算性及び事業手法の選択等について客観的な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断する必要があることから、平成25年度までの地方債の特例措置である「第三セクター等改革推進債」の活用を視野に、別途「経営検討委員会（仮称）」において、デュー・デリジェンス（資産価値・収益力・リスクなどを経営・財務・法務・環境などの観点から行う調査・分析）の専門家、公認会計士、弁護士などの経営や債務整理に関する有識者、学識経験者などの外部専門家に意見を求めたうえで処理策を検討します。

（3）地方公営企業等の経営健全化

公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、その経営環境の変化に適切に対応し、公営企業のあり方を絶えず見直していくことが不可欠です。

公営企業の経営は、中長期的視点に立って計画的に行っていくことが重要であることを踏まえ、各公営企業等において経営計画を策定し、これに基づいた計画的な経営を行います。

特に、平成21年4月から財政健全化法が全面施行されたこと、また、「債務調整等に関する調査研究報告書」（平成20年12月）において、公営企業について第三セクター等に準じた改革の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、本市においても公営企業の抜本的改革の推進、一層の経営の健全化等に集中的に取り組む必要があります。

財政健全化法においては、一般会計のみならず、特別会計や企業会計の赤字や資金不足額を連結した財政の健全化が求められていることから、国民健康保険事業や宮ノ前地区地下駐車場事業などの赤字決算となっている特別会計や、資金の不足を生じているため一般会計や基金から借入を行っている病院事業や下水道事業については、経営の健全化を図るため、抜本的な措置を講じていきます。

国民健康保険事業の経営健全化

平成21年度決算においては、12億764万円の赤字であり、年々増大する医療給付費に対して、保険税収が不足しているため赤字幅は増大傾向にあります。国民健康保険事業に要する財源は、原則として国や県からの公費を除き、加入者の保険税により賄われるべきものとなっています。

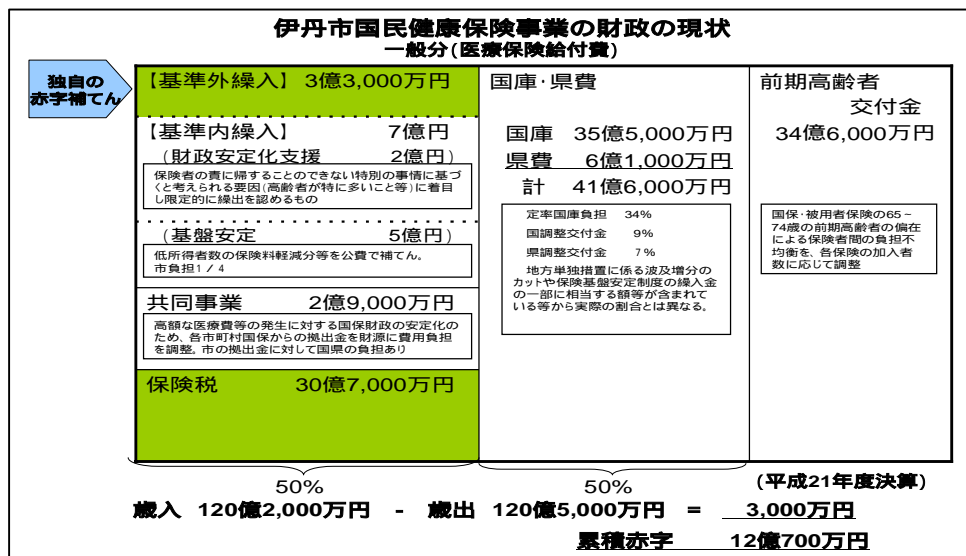
一般会計からの財政支援としては、既に、他の保険制度の加入者と国民健康保険加入者との間における費用負担の公平性を考慮して、事務費や保険基盤安定制度などの繰り出しに加え、本市独自の制度として、収入未済額の1/2などを支出しており、これ以上の一般会計からの負担は、他の健康保険加入者にとっては、二重の保険料負担となるため、慎重な対応が必要となります。

平成19年度に財政健全化法が制定され、一般会計だけではなく企業会計を含む全会計の財政状況を連結して判断するものとされたため、国保の赤字を解消するために仮に、一般会計が補助を行ったとしても、根本的な解決にはならないこととなっています。

このことから、累積赤字の解消に向けて、国民健康保険財政の健全化計画を策定し、国民健康保険税の改定も含んだ抜本的な健全化に取り組んでいくとともに、これによってもなお生じる累積赤字の解消については、国の保険医療制度の見直しとも併せて、支援のあり方を見直します。

<図14>

< 図 1 4 >



下水道事業の経営健全化

平成21年度決算においては、2億2,002万円の純損失となりましたが、平成5年以降、料金改定が行われておらず、増大する維持管理費や資本費(減価償却費と支払利息)を使用料で賄えていないため、平成20年度決算では一般会計から3億5,000万円の基準外繰出により不足額を補てん、平成21年度決算においては3億1,000万円の長期貸付、平成22年度予算では3億3,000万円の長期貸付を行いました。

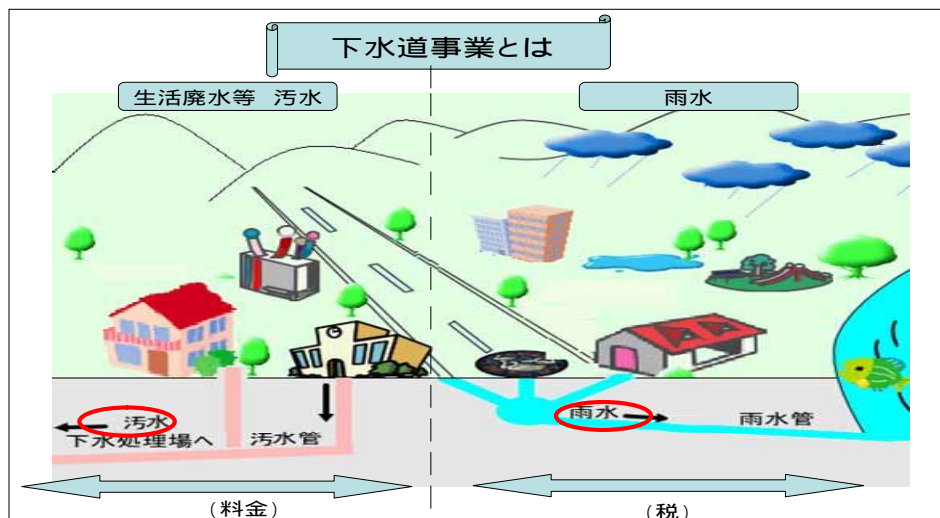
平成21年度からは、地方公営企業法の一部適用を行い、下水道事業の原価を明らかにする財務会計を導入しましたが、この状況を放置し続ければ、早ければ平成23年度には地方債の許可団体に移行し、平成24年度には財政健全化法上の経営健全化団体に転落する恐れがあります。

仮に、この赤字の解消のため一般会計より補助を行い続けたとしても、財政健全化法上の連結決算の考え方が市の一般会計だけではなく、企業会計を含む全会計の財政状況で判断されるため、根本的な解決にはなりません。

現在下水道事業会計における収支は、仮に人件費をゼロにしたとしても、約7,000万円の改善にしかならないことから、能率的な経営を行ってもなお、汚水の処理原価を賄えていない現状にあっては、これを改善する水準まで料金の改定を行うことも視野に検討を行います。

また、将来的には地方公営企業法の全部適用を目指したうえで、水道事業との経営の一体化を含めた検討を行います。 < 図 1 5 >

< 図 1 5 >



病院事業の経営健全化

新臨床研修医制度や国立大学付属病院の独立行政法人化などにより、大学から関係医療機関への医師供給が困難になり、これに伴う地域医療現場での医師不足の問題が、診療報酬の引き下げと相まって地域医療を担ってきた公立病院の経営危機を招く大きな要因となっています。

伊丹病院においても平成17、18年度において医師の減少に伴う診療体制の縮小などの影響により収入が激減し、平成18年度に10億円、平成19年度に9億円、平成20年度に5億円、さらに平成21年度に4億円を市から長期貸付を行っています。

平成21年度決算においては、8,336万円の純損失となり、累積欠損金は46億4,695万円となりました。

現在、病院事業においては、平成21年度から平成23年度までを期間とする「市立伊丹病院改革プラン」を実施し、地域医療支援病院の指定や病床稼働率の向上、医師や看護師等の確保やクリティカルパス（医療の評価改善による質の高い医療提供）の強化などにより、経営の健全化と質の高い医療サービスの提供に努めています。

今後、行財政プランの計画期間内には黒字収支となるよう一層の経営健全化に努めます。

公共交通事業（バス事業）の経営健全化

平成21年度決算においては、1億971万円の純利益となり、累積欠損金は2億8,285万円となりました。

少子化による通学利用者の減少や、自家用自動車など私的交通手段へ

の移行による乗客数の減少により全国の公営交通事業は経営が悪化しており、兵庫県下においても姫路市が平成21年度末をもって民間移譲に伴い廃止を行ったほか、明石市が平成23年度末をもって民間移譲による廃止を予定しているなど、事業そのものの見直しが行われています。

本市の市営バス事業におきましては、「伊丹市交通事業アクションプラン(平成19年3月)」に基づき、伊丹市民の公益を守る観点から経営状態のあり方について検討した結果、本市交通事業者の経営形態としては、当面内部効率化による直営改善型直営方式を選択することとされましたが、一方では、現行経営形態における内部の効率化や健全化策の実行によっても収支改善が図れず、乗客の逸走が進む場合にあっては、事業規模の適正化及び運行の効率化を図る観点から、収益に見合った運行の見直しを行い、路線の見直しや委託・移譲・分社化等経営形態の見直しによる市民のための交通手段の確保を図ることが必要であるものとされています。

市営バスは市民の利用によって、初めて経営が成り立つものであり、市民にもマイカーではなく市営バスを利用していただけるサービスの向上に努めるとともに、バス事業の経営に関心を持ってもらえる情報公開に取り組めます。

宮ノ前地区地下駐車場事業の経営健全化

平成21年度決算においては、4億6,728万円の赤字となり、利用台数の低迷等によって赤字幅は増大傾向となっています。

宮ノ前地区地下駐車場事業では、平成18年度から指定管理者制度を、平成21年度からは利用料金制度を導入して経営の健全化に努めていますが、料金収入で維持管理費は賄えるものの建設費の元利償還金を補える状況になっていません。

引き続き、指定管理者制度のメリットである民間経営手法を十分に活用し、インターネットによる空き状況や場所の検索、弾力的な料金体系の設定、入出庫時間の延長など経営の健全化に取り組むとともに、市営駐車場のあり方の検討を進めます。

(4) 公共施設マネジメントの推進

市内にある多くの公共施設は老朽化が進み、建替えや改修及び設備更新などの大規模な投資を必要としています。特に、過去において大阪国際空港の航空機騒音による障害の緩和及び地域住民のコミュニティ活動の推進を図るため、(財)空港環境整備協会の助成金を受けて設置された共同利用

施設を70箇所保有していることに加え、過去に建設された文化施設及び生涯学習施設の保有が多く、他市にはない特色を形成している一方で、多額の維持修繕費などが負担になっています。

今後は、ハード面の保全という観点からの取り組みだけでなく、各施設の設置目的や役割を踏まえ、コストや利用状況及び効果などを検証して施設の統廃合についても検討します。

また、公共施設全体を通じた総合的な資産管理や負債管理を分析したうえで資産の有効活用を図る「公共施設マネジメント」に取り組みます。

共同利用施設

昭和42年に神津センターが建設されて以来、昭和40年代に27施設、昭和50年代に31施設、昭和60年以降に17施設が建設され、自治会などの活動拠点として地域住民の集会や趣味・交流活動などに利用されています。

今後、施設の更新を含めた維持管理経費の増大が見込まれることから、各施設の必要性を十分に検証し、地域住民の合意のもと、施設の統廃合や地域住民による運営管理などを検討します。

文化施設・スポーツ施設・生涯学習施設

本市には、類似団体と比較して数多くの文化施設や生涯学習施設などの公共施設があり、これらの老朽化による設備更新や大規模改修の時期を迎えて維持管理経費の増大が負担となっていることから、費用対効果を十分に検証し、再配置や統廃合を検討します。

また、他市にはない特色のある公共施設を有効に活用する観点からは、これまで以上に市内外にその存在と特色を積極的にアピールし、利用者の増加を図ります。

4 人事行政

(1) 人材の育成

本市の人材育成は、平成12年から実施している伊丹市総合計画(第4次)を踏まえて、平成13年7月に策定した「伊丹市人材育成基本方針」を職員の人材育成の指針と位置付け各種の具体的方策を体系的に実施しているところです。

この伊丹市総合計画(第4次)は、平成22年度を目標年次としており、

平成23年度からは新たな時代のまちづくりに向けた伊丹市総合計画（第5次）がスタートすることとなります。また、「伊丹市人材育成基本方針」も策定から9年以上が経過し、策定当時には想定できなかったような社会経済情勢の急激な変化や、地方公共団体を取り巻く各種制度の大幅な変更が生じています。

今後、これらの状況変化に的確に対応するとともに、伊丹市総合計画（第5次）を着実に実行していくことのできる人材の育成を目指して「伊丹市人材育成基本方針」の改訂を行います。

また、多様な人材の確保や活用を図り、機動的で簡素かつ効率的な組織運営に努めるとともに職員の能力や個性が発揮でき、一人ひとりが主体的かつ意欲的に仕事ができるような環境づくりを進め、能力・実績を重視した公正で客観的な人事評価制度を導入します。

（2）組織と定員の管理

組織体制

組織体制については、新たな行政課題や市民ニーズに的確かつ機動的に対応できるよう効率的な組織づくりに取り組んできており、平成18年度には組織の大幅な見直しを行い、市長部局において8部体制から7部体制に再編を図るとともに、こども施策について積極的かつ一元的に推進するため「こども部」を創設したところです。

また、その時々々の課題に迅速かつ的確に対応するため、弾力的な組織体制を整えていきます。

平成23年度は伊丹市総合計画（第5次）がスタートする年であり、同計画を着実に実行できるよう、研修、組織及び人事制度をそれぞれ有効に機能させ、市民や地域の視点に立った政策を立案でき、市民とともに実行できる調整力やコミュニケーション能力を持つ人材を育成し、市民のまちづくり活動をなお一層推進できる体制整備と部門を越えて総合的に連携する組織づくりを進めていきます。

定員管理

定員管理については、平成17年4月から平成22年4月までの5年間を計画期間とする定員適正化計画に基づき、継続的な事務事業のあり

方及び手法を見直し、定員の適正化と人件費総額の縮減を図ってきたところ です。

同計画は平成 17 年 4 月 1 日現在の公営企業を含む本市の全職員数 2,121 人を平成 22 年 4 月 1 日現在で 2,000 人に削減することを目標として策定したもので、行政改革推進法や新地方行革指針に基づき策定した「集中改革プラン」に基づいたものです。

この計画を達成させる一方、市民サービスの低下を招かないよう ICT (情報通信技術) の積極的な導入による事務の省力化、効率化を進めるとともに、一時的な事務事業の増大に対応するだけでなく、ワークシェアリングの観点も含め、嘱託職員、臨時職員、人材派遣の適正な活用などを図ってきました。

こうした取り組みの結果、職員数の減少が計画を上回る水準で推移し、平成 20 年 4 月 1 日において 1,989 人となり 2 年前倒しで目標を達成し、計画最終年度の平成 22 年 4 月 1 日には 1,975 人と、目標値である 2,000 人を 25 人下回る結果となりました。

人口 1,000 人当たりの普通会計職員数については、平成 22 年 4 月 1 日現在で 5.89 人であり、阪神間では 2 番目に低い水準となっています。

一方、国においては、平成 22 年 2 月に総務省より示された地方公共団体定員管理研究会の報告書において、これまでの定員純減計画は財政状況の改善や組織のスリム化に一定効果があったと評価する一方、定員減による住民サービスの低下が懸念される等の課題を示し、今後の方向性について、国は数値目標を示さず、類似団体の状況を参考にしながら地方公共団体が地域の実情に応じた主体的な取り組みを行うよう求めています。

こうしたことから、平成 23 年度以降の新たな定員計画は、任命権者毎にそれぞれ主体的に計画を策定し、それらを集約するとともに、業務量に応じた適正な定員管理を基本に置きつつ、民間でできる業務は民間に任せ、行政は民間ではサービスを供給することが困難である業務に集中させることも視野に入れ、新たな定員計画を策定します。

(3) 人件費の適正化

人事院勧告は、国家公務員の給与水準を民間給与水準と均衡させ、社会情勢に適応した適正な給与を確保するために行われるもので、本市の職員の給与水準につきましては、この人事院勧告に準拠することを基本として議会の審議を経て定めています。

本市におきましては、これまでも簡素で効果的かつ市民にわかりやすく信頼される組織を構築しつつ、行政運営の効率化や給与制度の適正化等を行い、人件費総額の抑制や縮減に努めてきました。

給与抑制措置の取り組み

- ア 平成15年4月1日～平成19年3月31日
 - ・ 管理職手当の5%カット
- イ 平成16年1月1日～平成19年3月31日
 - ・ 部長5%、次長4%、課長3%、副主幹以下1%の給与カット
 - ・ 期末勤勉手当の職務段階別加算の50%カット
 - ・ 管理職については、期間を1年間延長し、部長3%、次長2%、課長1%の給与カット（平成20年3月31日まで）

給与構造改革などの取り組み

- ア 給与構造改革として、平成19年4月1日から平均4.8%の給与水準の引き下げ
- イ 地域手当を平成20年4月1日に8%、平成22年4月1日には6%と段階的に引き下げ
- ウ 平成22年4月1日から3カ年にわたり、毎年、住居手当を2,500円引き下げ

その他の取り組み

- ア 平成17年4月1日から特殊勤務手当29手当を業務分野別に7種類17手当に整理統合
- イ 平成18年4月1日から職員厚生会事業主負担金を10/1000から4.5/1000に、さらに平成22年4月1日から2/1000へ引き下げ

今後、人件費については、本市の年齢構成上の特徴から数年間は一定の新陳代謝が進み逡減していくものと予測しているところですが、引き続き、人事院勧告に準拠した給与その他勤務条件への見直しに取り組んでいきます。

5 財政指標の目標設定

地方公共団体の財政は住民や議会の監視の下においてその健全性が確保されるべきものであり、地域主権や地方分権の推進に伴い、従来にも増して財政規律を確立し、住民がこれをチェックし責任を持つという地方自治本来の機能を果たすことが強く求められています。

このため、市民が財政状況に関心を持ち、自らその内容を確認できるようわかりやすく説明していく必要があります。

財政指標には、財政健全化法に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率のほか、財政運営上、一般的に広く用いられる経常収支比率や実質収支比率、財政力指数など多数存在しています。

こうした指標のうち、市民がわかりやすく、かつ他の地方公共団体とも容易に比較できる指標について、別途策定する中期財政収支見通しとも併せて、行財政プランの期間における目標とすべき数値を定めます。

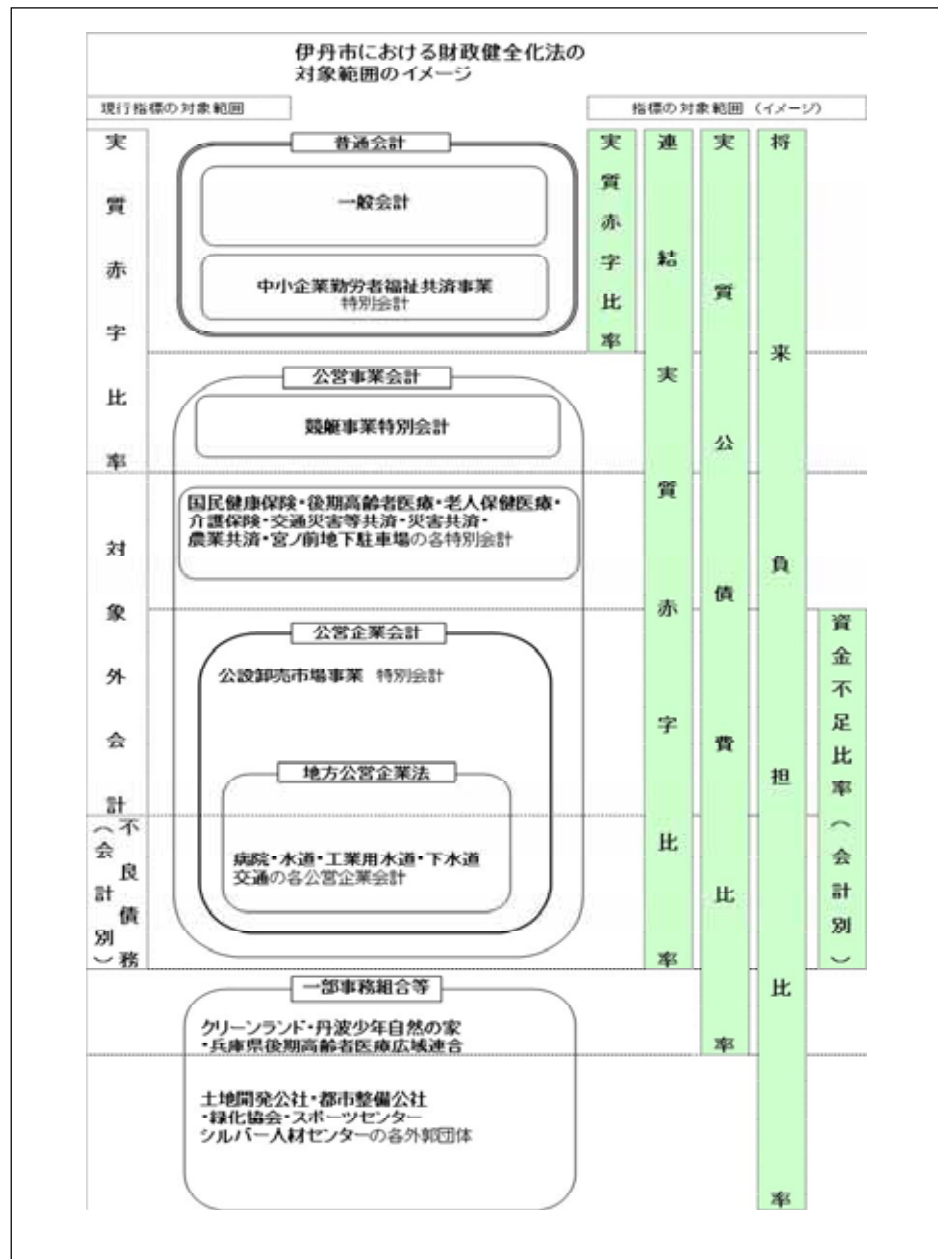
財政健全化法上公表が義務付けられている実質赤字比率などの健全化判断比率や一般的に地方公共団体の財政運営上広く用いられる経常収支比率、市民の関心が高いと思われる財政基金残高、市債残高の見通しなどについて目標値を設定します。

(1) 財政健全化法の指標

平成19年に財政健全化法が制定されました。旧再建法では、一般会計等の実質赤字比率のみを指標としていましたが、財政健全化法では地方公共団体のすべての会計を対象とする新たなフロー指標や、公営企業、地方公社及び第三セクター等を含めた実質的な負債を捉えるストック指標が導入され、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率が指標として用いられることとなりました。また、公営企業については、公営企業ごとに経営の状況を捉える指標として資金不足比率が設けられました。〈図16〉

財政健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上となれば財政健全化団体となり、議会の議決を経て財政健全化計画が義務付けられるとともに外部監査が必要となります。また、さらに財政状況が悪化し、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上になると、財政再生団体となり、実質的に国の監督下において行財政運営が行われることとなります。公営企業においても、資金不足比率が経営健全化基準以上であれば経営健全化団体となり、経営健全化計画を策定したうえで、経営の抜本的な見直しが求められることとなっています。〈図17〉

< 図 16 >



実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率をいいます。

本市では平成21年度は黒字であったことから「表示なし」となっています。

この比率が11.54%以上になると財政健全化団体となりますが、今後も計画期間内は、これを発生させないことを目標とします。

連結実質赤字比率

全会計を対象とした当該団体の実質的な資金不足の状況を示す指標として、実質赤字等の標準財政規模に対する比率をいいます。

本市では平成21年度は黒字であったことから「表示なし」となっていますが、国民健康保険事業や宮ノ前地区地下駐車場事業の多額な赤字、病院事業や下水道事業への貸付や基準外繰出などの課題があります。

この比率が16.54%以上になると財政健全化団体となりますが、今後も、各会計の健全化を図り、計画期間内はこれを発生させないことを目標とします。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率をいいます。

本市では平成21年度は7.9%で平成20年度と比較し、0.4ポイント改善しました。この指標は18%以上になると地方債許可団体となり、公債費負担適正化計画の策定が義務付けられ、25%以上で起債制限団体となります。

今後も適正な起債管理に努め、計画期間内は10%を超えないことを目標とします。

将来負担比率

一般会計だけでなく、特別会計、企業会計や一部事務組合及び、出資法人等を含めた普通会計の将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率をいいます。

本市では平成21年度は96.4%で平成20年度の104.8%から8.4ポイント改善しました。

この比率が350%以上になると財政健全化団体となりますが、計画期間内に全国平均を下回ることを目標とします（平成21年度決算の全

国平均は92.8%)

< 図 17 >

健全化判断比率一覧

(単位：%)

健全化判断比率	平成 21 年度 決算	平成 20 年度 決算	早期健全化 基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	11.54	20.00
連結実質赤字比率	-	-	16.54	40.00
実質公債費比率	7.9	8.3	25.0	35.0
将来負担比率	96.4	104.8	350.0	

(注) 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「-」と表示。

資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率をいいます。地方公営企業法を適用している病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、交通事業会計の会計については、損益計算書の赤字額ではなく、資金の不足額を用いて算定されます。

本市では公設卸売市場事業について、平成21年度決算では資金不足比率が8.4%となりました。< 図 18 >

この比率が20%以上になると経営健全化団体となりますが、独立採算性の原則の下で経営の健全化に努め、計画期間内に資金不足額を生じさせないことを目標とします。

< 図 18 >

資金不足比率一覧

(単位：%)

公営企業名	平成 21 年度決算	平成 20 年度決算	経営健全化基準
病院事業	-	-	20.0
水道事業	-	-	20.0
工業用水道事業	-	-	20.0
交通事業	-	-	20.0
下水道事業	-	-	20.0
公設卸売市場事業	8.4	19.2	20.0

(注) 資金不足額がない場合は「-」と表示。

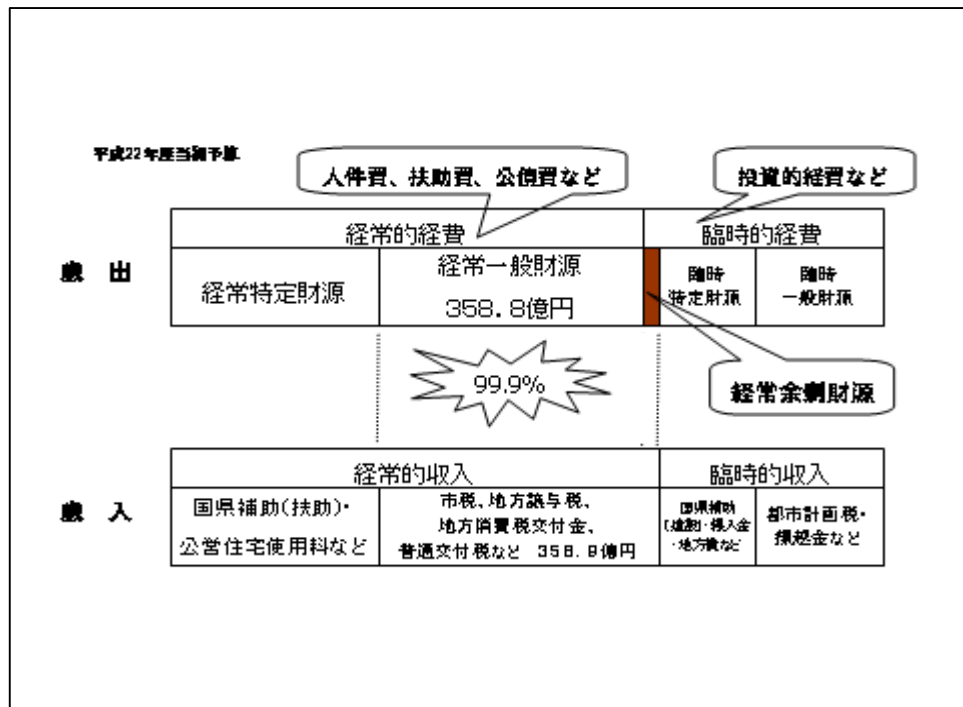
(2) その他の財政指標

経常収支比率

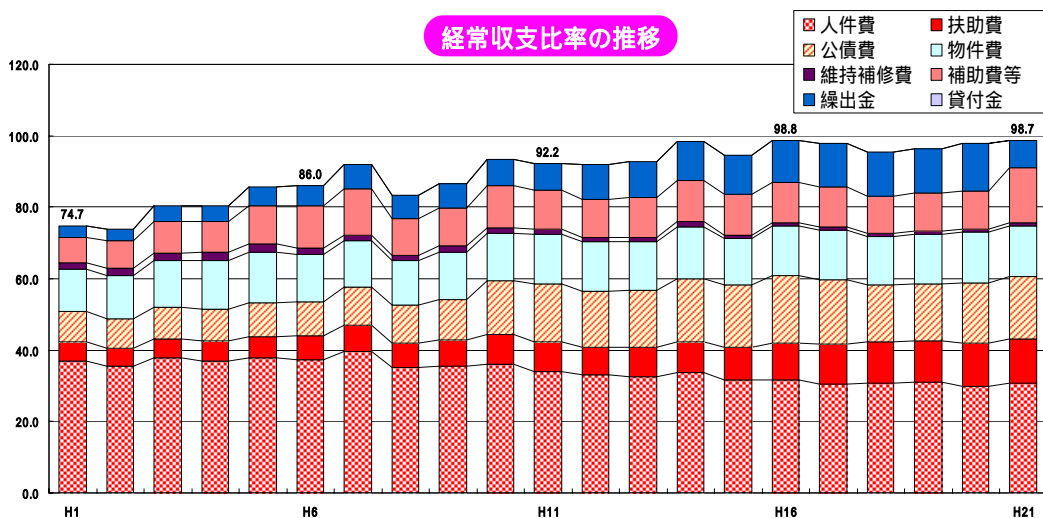
経常収支比率とは、歳出のうち人件費、公債費等の経常的な経費に、市税、地方交付税等を中心とする経常的な一般財源収入が充当されている割合をいいます。〈図19〉

これは財政の弾力性を表し、低いほど弾力性があり、政策的な経費に充当できる一般財源があることを示しています。〈図20〉

〈図19〉



〈図20〉



本市の経常収支比率は、平成21年度決算では98.7%と前年度の97.9%から0.8ポイント上昇し、極めて高い水準にあります。

本市のように都市基盤が整備された地方公共団体においては、投資的経費が少ない一方、施設の維持管理費や物件費などの経費が多くなることから、経常収支比率は高い水準になることは避けられません。

しかしながら、このままでは新たな市民ニーズに対応した事業に充てられる一般財源の余力がないこととなりますので、計画期間内に95%以下に改善することを目標とします。

一般会計の市債残高

伊丹市行財政運営改善計画（平成18年度～平成22年度）では、特例債及び土地開発公社経営健全化計画に基づく用地取得等に係る地方債を除き、市債発行を原則として各年度20億円以内とし、市債残高の抑制に努めてきました。

その結果、一般会計の起債残高のうち普通債の残高は平成12年度以降着実に減少していますが、阪神・淡路大震災前と比較すると依然高い水準にあります。＜図10＞

このため、計画期間内に、特例債及び土地開発公社の用地取得等に係る地方債を除いた市債の残高を350億円程度まで引き下げ、阪神・淡路大震災が起こる以前の水準にすることを目標とします。

財政基金の残高

財政基金は、経済事情の著しい変動等により財源が不足する場合や災害復旧など不測の事態に備えるため、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金です。

地方財政法においては、「当該年度のみならず、翌年度以降における財政状況をも考慮して健全な財政運営を行わなければならない」（第4条の2）ものとされており、予期しえない収入減少や不時の支出増加に備えて長期的視野で計画的な財政運営を行うことが求められています。

平成21年度決算では、標準財政規模に対する財政基金の残高の割合は9.5%で、他会計への貸付を控除すると実質的な残高の割合は1.9%、現金残高は約7億円と極めて低い水準となっています。

このため、計画期間内にこの割合を10%以上にするとともに、実質的な現金残高を20億円以上まで改善することを目標とします。

公共施設等整備保全基金の積み立て

本市においては、今後、数多くの公共施設が老朽化を迎えることから、維持管理経費や更新に係る経費に充てるための財源を計画的に積み立てておく必要があります。

道路や学校などの建設事業の財源に充てる場合は、地方財政法の規定により、市債の発行が認められていますが、建設改良費の全額を発行することはできず、充当率が定められているため、市税等の一般財源を備えておく必要があります。

このため、計画期間内に公共施設等整備保全基金に毎年度1億5千万円以上を積み立てることを目標とします。

おわりに

この行財政プランは、平成22年度に開催された「伊丹市行財政改革推進懇話会」から提出された意見書をもとに、伊丹市総合計画（第5次）に掲げる本市の将来像「みんなの夢 まちの魅力 ともにつくる 伊丹」の実現に向けて、取り組んでいく目標や考え方についてお示ししたものです。

本市の財政は、極めて厳しい地方財政や現下の経済状況等の影響により、引き続き楽観できない状況が続くものと推察されます。

しかしながら、地域のことは地域が決めていく地域主権や地方分権の確立に向けて本市におきましても、自立と責任のもとで地域に必要なサービスを確実に提供できるように必要な財源を確保していく必要があります。

このため、歳出面においては、経費全般にわたる徹底した節減合理化に努める一方、地域にニーズに適切に応えるために必要な経費を措置するほか、歳入面においては、安定的な財政運営に必要な市税や地方交付税などの一般財源の確保を図り、住民福祉の向上に努めていきます。

また、今後におきましても議会における審議や各年度における国・県予算及び地方財政計画等を踏まえ、別途策定する中期財政収支見通しの検証や市の予算編成を通じて、適時適切な見直しを講じていきます。

行財政プランの体系

基本指針	基本計画	基本計画の内容
1 積極的な財源の確保	(1) 公平性の確保	市税等の適正かつ公平な課税の徹底、収納率の向上と未収金等対策の強化。
	(2) 使用料・手数料等の適正化	受益と負担の適正化の徹底。
	(3) 収益事業収入の確保	特別競争の招致や事業経費の削減など収益事業収入の確保に努める。
	(4) 新たな財源の確保	ネット競売や土地貸付、企業広告掲載の活用など新たな財源確保策に取り組む。
2 事務事業の抜本的な見直し	(1) 事務事業の総点検による事業の見直し	所期の目的達成の検証による事務事業の見直しや「選択と集中」による事務事業の効率化を図る。
	(2) 政策的・投資的事業などの取り組み方針	中期的な財政収支見通しによる総枠の縮減とサンセット方式の導入。
3 効率的・効果的な行財政運営	(1) 民間活力の活用	「新しい公共」やPPPの取り組みの検討など市民の参画と協働の仕組みづくりを検討する。
	(2) 第三セクター等の抜本的な改革	特別会計や第三セクターの抜本的な改革を推進する。
	(3) 地方公営企業等の経営健全化	公営企業について中期的な視点に立った自主独立経営の推進。
	(4) 公共施設マネジメントの推進	市内全体のサービスの均衡や地域の特性、将来的なコスト等から公共施設の有効活用や統廃合、適正配置を検討する。
4 人事行政	(1) 人材の育成	職務能力の向上や意識改革などを図り、多種多様化する市民ニーズに的確に対応できる人材の育成に努める。
	(2) 組織と定員の管理	市民ニーズに柔軟・迅速に対応できる組織づくりと適正配置による組織の活性化を図る。
	(3) 人件費の適正化	国や他の地方公共団体、民間企業との均衡を図るとともに、今日的な給与制度の正化に取り組む。
5 財政指標の目標設定	(1) 財政健全化法の指標	計画期間内の地方財政健全化法の指標の目標設定
	(2) その他の財政指標	経常収支比率、財政基金残高などの目標設定

行財政プラン取り組み項目

1. 積極的な財源の確保

(1) 公平性の確保

件数 2件 **【改善見込額 約 323百万円】**

項目名	事業内容	取り組み方針	実施年度
徴収率の向上	<p>1. 目的 徴収率の向上を図る。</p> <p>2. 内容 滞納の回収業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税 ・国民健康保険税 ・生活保護費返還金・徴収金 ・市営住宅等使用料 ・保育所利用負担金 ・児童くらぶ育成料 ・私立大学等入学支度金貸付金等 	<p>1. 改善内容 滞納対策に関するマニュアルを作成し、新たな滞納が生じないよう抑制に取り組むため、早期に納付相談などを行うとともに、督促や差押えなど法的処分の強化を図り、厳正な滞納処分に取り組む。</p> <p>2. 改善理由 負担の公平性や行政への信頼の確保のため、徴収率の向上を図る。</p>	H23～
減免のあり方	<p>1. 目的 各種施設の利用者の負担の軽減を図るため行っているが、減免のあり方を見直す。</p> <p>2. 内容 現在は各施設の使用料等について、利用者の目的達成支援のため、各種の減免制度を設けている。</p>	<p>1. 改善内容 減免制度については社会経済情勢や市民の意識変化を踏まえつつ、適時適切に見直す。</p> <p>2. 改善理由 減免制度を見直す。</p>	H23～

【検討項目】

件数 1件

項目名	事業内容	取り組み方針
市税の適正課税	<p>1. 目的 適正課税を行い、市税を確保する。</p> <p>2. 内容 地方税法に基づき、普通税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税など）目的税（都市計画税、入湯税）を課税している。</p>	<p>1. 改善内容 市民税については、未申告者への文書等による督促の強化を図る。また、固定資産税については、実地調査などの充実を図る。</p> <p>2. 改善理由 負担の公平性や行政への信頼の確保のため、課税の適正化に努める。</p>

1. 積極的な財源の確保
 (2) 使用料・手数料等の適正化

件数 3件【改善見込額 約 27百万円】

項目名	事業内容	取り組み方針	実施年度
家庭菜園利用料の見直し	<p>1. 目的 家庭菜園の利用者に対して適正な利用料とする。</p> <p>2. 内容 市が、農地所有者から(宅地化農地)を借り受け、市民に貸し付けている。平成20年度までは、菜園使用者は会費として「伊丹市土に親しむ会」に利用料を納め、市は菜園に係る固定資産税および都市計画税を減免していた。平成21年度より、市は利用者から利用料を徴収し、菜園の管理を「NPO法人伊丹市土に親しむ会」に委託している。</p>	<p>1. 改善内容 現在1区画20㎡で11,000円の利用料を見直す。</p> <p>2. 改善理由 受益者負担の観点から値上げを実施。民間で同様の菜園を借りた場合、12,000円～16,000円の金額が多い。</p>	H23～
粗大ごみ(大型ごみ)の有料化の拡大	<p>1. 目的 大型ごみの減量を図るため。</p> <p>2. 内容 現在100cm×60cm×50cm以下のごみについては、大型可燃ごみ、または不燃ごみとして無料で定期収集しているため、大型ごみの減量が進まない状況にある。 また、大型可燃ごみは、特定の収集日を設けているので、収集効率の面からも非効率である。</p>	<p>1. 改善内容 100cm×60cm×50cm以下のごみについて、現状は定期収集(無料)を行っているが、それらのごみについても、一定のサイズを設定し、超えたものについては、新たに粗大ごみと位置づけて有料の見直しを行う。 大型可燃ごみの定期収集を廃止し、収集経費の削減を図る。</p> <p>2. 改善理由 ごみの減量化を図る。効果的・効率的な手法を検討する。</p>	H23～
危険物製造所等設置許可手数料の改正	<p>1. 目的 危険物製造所等を設置又は変更しようとする者から、許可及び検査事務等にかかる手数料を徴収する。</p> <p>2. 内容 国又は地方公共団体から申請があったものについては、免除制度を設けている。</p>	<p>1. 改善内容 上位法令の改正に伴う伊丹市手数料条例の一部改正と併せて、免除規定の見直しを検討する。</p> <p>2. 改善理由 減免制度を見直す。</p>	H23～

【検討項目】

件数 1件

項目名	事業内容	取り組み方針
使用料・手数料等の適正化	<p>1. 目的 適正な使用料の設定等財源確保を図る。</p> <p>2. 内容 ・使用料・利用料の見直し ・各種分担金・負担金の見直し</p>	<p>1. 改善内容 原価の70%程度を目安に、管理運営に関するコストを賄えないものについて見直しの対象とし、近隣地方公共団体の類似施設や民間の料金との均衡を参考にしつつ設定することとし、見直し期間は3年に1回の見直しを定期的に検討する。 分担金・負担金についても、法令等に特別な規定がある場合を除き、同様とする。</p> <p>2. 改善理由 負担の公平性を図るため。</p>

1. 積極的な財源の確保
(3) 収益事業収入の確保

件数 1件 【改善見込額 約 1,200百万円】

項目名	事業内容	取り組み方針	実施年度
収益事業収入の確保	<p>1. 目的 事業収益金の確保と向上に努め、本市財政に寄与する。</p> <p>2. 内容 尼崎競艇場を借上げ、モーターボート競走法に基づき、主催レース他、レース場外発売の競艇事業を行っている。また、尼崎競艇場のほか、姫路・滝野・洲本の3つの場外発売所の運営を行っている。</p>	<p>1. 改善内容 ・ビッグレースの招致。 ・尼崎競艇場における場間場外発売日数の拡大。 ・ボートピア(姫路・滝野・洲本)での魅力ある発売レースの選択や多彩なイベント開催等によるファンの確保。 ・新たな商圏を確保すべく新規ボートピア設置に向けた調査検討。</p> <p>以上のような取り組みによる事業収益の向上に努める。</p> <p>2. 改善理由 さらなる歳入の確保を図る。</p>	H23～

1. 積極的な財源の確保
(4) 新たな財源確保

件数 3件 【改善見込額 約 205百万円】

項目名	事業内容	取り組み方針	実施年度
広告収入	<p>1. 目的 平成19年度のホームページのリニューアルを契機に歳入の増を図るため、バナー広告を導入。</p> <p>2. 内容 広告料をより確保するために、平成22年度よりバナー広告枠を10枠から12枠へ増やした。 (月額 15千円/1枠) 現在(平成22年10月)6枠の広告あり。 伊丹コミュニティ放送(株)に委託。一部、市直営。</p>	<p>1. 改善内容 広告主の確保のため、その募集強化を図る。</p> <p>2. 改善理由 空きになっているバナー広告主の確保に一層努め、トップページのリニューアル時には、効果的な表示方法を含め広告枠を12枠 15枠に増やし、広告料の増を図る。</p>	H23～
自動販売機設置に係る使用料の見直し	<p>1. 目的 公共施設等に来庁者の利便性の向上及び資産の有効活用から自動販売機を設置している。</p> <p>2. 内容 現在、行政財産使用料条例に基づき、目的外使用料を土地・建物の価格の一定割合を基準として設定し、徴収している。</p>	<p>1. 改善内容 自動販売機の設置にかかる使用料については、立地条件の良い場所や人通りの多い場所では、収入増が見込まれることから、入札での貸付方式を導入を検討する。</p> <p>2. 改善理由 平成18年の地方自治法の改正により、行政財産の貸付範囲が拡大されたことに伴い、自動販売機の設置において貸付もできることになった。</p>	H23～
市有財産の売却	<p>1. 目的 市有財産(旧里道、水路敷含む)の売却による収入の確保。</p> <p>2. 内容 未利用地の売却。</p>	<p>1. 改善内容 利用の可能性がないと判断される市有地(里道、水路敷含む)については、計画的に売却するように検討を行う。</p> <p>2. 改善理由 市有財産の売却を行い、財源の確保を行う。</p>	H23～

【検討項目】

件数 1件

項目名	事業内容	取り組み方針
新たな財源の確保	<p>1. 目的 新たな財源確保。</p> <p>2. 内容 ・目的を達成した事務用品や公有財産のネット競売の検討 ・ネーミングライツの検討</p>	<p>1. 改善内容 ・目的を達成した物品・公有財産のインターネットを通じてネット競売を行う。 ・企業名や商品名を付けることができる権利(ネーミングライツ)を導入する。</p> <p>2. 改善理由 市が所有する資源を有効に活用し、積極的な財源確保に努める。</p>

2. 事務事業の抜本的な見直し

(1) 事務事業の総点検による事業の見直し

件数 30件 【改善見込額 約 504百万円】

項目名	事業内容	取り組み方針	実施年度
災害時備蓄飲料水の確保	<p>1. 目的 平成20年度より、災害発生時の市民の飲料水確保のために消費期限2年のペットボトル入り飲料水を作成し、水道局浄水場倉庫に備蓄する。</p> <p>2. 内容 災害時の市民の飲料水確保のため、毎年5,000本のペットボトルを作成し、2年間で1万本を備蓄し、災害に備えている。 作成に当たっては、水道局の作成するPR用の「いたみの水」と同時に作成することで、コスト削減を図っている。</p>	<p>1. 改善内容 災害時の市民の飲料水用の、毎年5,000本のペットボトルの作成を廃止する。</p> <p>2. 改善理由 市民の防災意識を高めつつ、災害に備え、市民一人ひとりが最低3日分の飲料水を自らで確保するよう啓発し、市は耐震性貯水槽の維持や災害協定によって、市域全体の飲料水需要への備えを行う。</p>	H23～
阪急伊丹駅前電光掲示板	<p>1. 目的 阪神・淡路大震災により阪急伊丹駅が新たに竣工し、その駅前広場に震災復興モニュメント(オブジェ照明柱)と市民向け情報提供の手段として設置された。</p> <p>2. 内容 毎日午前7時から午後11時まで市政情報や生活安全情報などを市民に提供している。経年化により北側部分に一部支障がでているが、現行のまま継続できている。ここ数年、経費的な見直しを進め、委託料の減額を行ってきた。</p>	<p>1. 改善内容 電光掲示板の内容を市の行政情報と時刻表示に簡素化する。</p> <p>2. 改善理由 事業を見直し、経費の削減を図る。</p>	H23～
クローバークードの見直し	<p>1. 目的 阪神北部地域(4市1町)の住民相互の交流と、幼児期から文化施設に親しむことを目的とする。</p> <p>2. 内容 4市1町の幼児～中学生に指定された文化施設を無料で入館、利用できる。 (伊丹市、川西市、三田市、宝塚市、猪名川町)</p>	<p>1. 改善内容 制度のあり方も含め、関係4市1町で協議する。</p> <p>2. 改善理由 広域行政における受益と負担のあり方について検討を行う。</p>	H23～
庁内LANヘルプデスク・PC技術支援	<p>1. 目的 庁内LAN端末利用者を対象に、行政事務の円滑化を支援する。</p> <p>2. 内容 パソコン利用上の問題点・質問等の解決サービスとして下記の環境を整備し、庁内LAN端末利用による行政事務の利便性向上に寄与している。 ・疑問や要望の問合せ窓口の設置 ・パソコン等の維持等技術サポート (専門技術者の週3日常駐作業)</p>	<p>1. 改善内容 使用頻度の低いパソコンに関する質問窓口を平成22年6月末で廃止した。</p> <p>2. 改善理由 庁内のパソコン等維持等技術サポートと問い合わせ窓口を一元化することにより、経費の削減を図る。</p>	H23～
市債の公的資金補償金免除繰上げ償還(借換)	<p>1. 目的 地方財政の健全化に資するため。</p> <p>2. 内容 財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行財政改革を行う地方公共団体を対象に、公的資金繰上げ償還を行う際に、必要となる補償金が免除となる制度が講じられた。 この制度を活用し、高金利で借り入れた市債を繰上げ償還し、低金利の借換債を発行する。</p>	<p>1. 改善内容 平成22年度から平成24年度において、5%以上の借入利率の市債について繰上げ償還を行い低利率に借換える。</p> <p>2. 改善理由 市債を繰上げ償還し、低金利の借換債を発行することで公債費の削減を図る。</p>	H23～

項目名	事業内容	取り組み方針	実施年度
文書管理システムの構築	<p>1.目的 文書事務の効率化、庁内における情報共有、情報公開の円滑化を図る。</p> <p>2.内容 新情報化計画に掲げる文書公開に対応するため平成18年度から運用している。 文書管理システムと電子決裁システム併用で運用。</p>	<p>1.改善内容 文書公開に対応できるよう文書登録・公開システムに特化する。</p> <p>2.改善理由 この5年間の実績を踏まえ、平成23年度から文書公開に対応できるような新システムの構築を進める。</p>	H23～
公用車の台数の適正化と単車、自転車の利用促進	<p>1.目的 公用車等の適正な管理とスペースの活用。</p> <p>2.内容 職員に対して、必要に応じ公用車(自動車、単車、自転車)を貸し出している。 本庁管理車両54台 単車23台 自転車70台(原課で管理)</p>	<p>1.改善内容 耐用年数の過ぎた自動車については、単車や自転車への転用を検討する。単車や自転車を早急に整理し、不要なものについては撤去する。 また、市内の物件については、自転車及び単車の利用を推進する。</p> <p>2.改善理由 車両の維持管理費等の節減および保管場所の有効活用。</p>	H23～
全国自転車問題自治体連絡協議会負担金	<p>1.目的 全国自転車問題自治体連絡協議会に加盟している団体で放置自転車対策について意見交換をすることによって今後の対策に役立てる。</p> <p>2.内容 放置自転車対策会議として全国で155団体が加盟しており、年1回総会で事例等の検討を行う。また、年会費は2万円となっている。</p>	<p>1.改善内容 平成24年度以降に脱退する。</p> <p>2.改善理由 情報交換などの内容であり、全国組織に加盟する必要性が低い。</p>	H23～
違法駐車防止対策事業	<p>1.目的 平成8年度の条例施行を機にJR、阪急駅前周辺の違法駐車を指導している。 違法駐車場等の防止に関する条例に基づき、県道寺本伊丹線・伊丹停車場線を重点路線とし、特にJR伊丹駅と阪急伊丹駅周辺を重点地域として駐車指導員が巡回しながら違法駐車等の啓発を行う。</p> <p>2.内容 違法駐車等防止重点地域を1日6時間、駐車指導員(警察OBの嘱託職員)の指導の下、啓発指導業務として1名が同伴して指導を実施。 根拠法令:伊丹市違法駐車等の防止に関する条例</p>	<p>1.改善内容 県と連携を強化した取り組みを進める。</p> <p>2.改善理由 平成18年度から駐車監視員制度が導入され、制度が軌道に乗ってきており、その制度を有効に活用するよう取り組む。</p>	H23～
住民基本台帳システムの新システムへの移行	<p>1.目的 リース契約が終了する平成23年度に現在の住基システムを新基幹システムへ移行することにより、ハードウェアにかかる経費の削減とシステム運用管理負担の軽減を図る。</p> <p>2.内容 現在の住基システムは平成18年度から5年間のリース契約で平成23年度に更新しなければならない。同条件で更新するならば、年間約1,000万円(5年間で約5,000万円)のランニングコストが必要となる。</p>	<p>1.改善内容 リース契約が終了する平成23年11月末に情報政策課のシステムに統合する。</p> <p>2.改善理由 システムを統合することにより、維持管理経費の削減を図る。</p>	H23～

項目名	事業内容	取り組み方針	実施年度
中心市街地清掃等委託料	<p>1.目的 兵庫県から環境美化区域に指定されている中心市街地・公衆便所の清掃を行うことで環境美化の推進を図る。</p> <p>2.内容 中心市街地等清掃委託 環境美化区域内ごみ箱清掃委託 環境美化区域内ごみ箱ごみ収集委託</p> <p>根拠法令:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第5項 兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」第126条第1項</p>	<p>1.改善内容 現在別々に発注している中心市街地等清掃委託とごみ箱清掃委託を一括発注することによってコストが下げられるように取り組んでいく。また、中心市街地等清掃委託を道路保全課が行っているJR伊丹駅連絡橋他清掃業務との一括委託を検討する。また、あわせてごみ箱の撤去を検討する。</p> <p>2.改善理由 清掃委託料を一括発注することにより、経費削減を図る。また、ごみ箱を無くすことによって、ごみが減ることを検討する。</p>	H23～
配食サービス事業のあり方	<p>1.目的 在宅の要援護及びひとり暮らし高齢者に対して、高齢者の自立と生活の質を確保し、地域の中で自立して快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援する。</p> <p>2.内容 栄養のバランスのとれた調理をし、居宅を訪問して定期的に提供するとともに、利用者の安否を確認し、健康状態に異常があったときは関係機関への連絡を行う。 利用者負担 1食600円</p> <p>根拠法令:介護保険法第115条に基づく地域支援事業</p>	<p>1.改善内容 配食事業を行う民間業務が増えてきたことにより、市が行う事業の利用者も減少していることから、目的は一定達成したと考えるため、廃止する。</p> <p>2.改善理由 同事業への民間事業者の参入や利用者の減少から、行政がすべき役割を一定達成できたと考ええる。</p>	H23～
高齢者の生きがいと健康づくり事業	<p>1.目的 高齢者が住みなれた地域で、健康で生き生きとした生活ができるように、生きがいや健康・仲間づくりを推進する。</p> <p>2.内容 70歳以上の市民を対象に「長寿お祝い会」を地区ごと(7地区)に開催。 金婚夫婦・90歳の人への祝い品贈呈 文化活動発表会 最高齢者・100歳以上の高齢者宅訪問、88歳・90歳の方への祝い品郵送</p>	<p>1.改善内容 7地区の開催についての集約化や、長寿お祝いの記念品贈呈の対象者の見直し等、開催内容や開催日数の短縮を検討する。</p> <p>2.改善理由 事業内容の見直しを行い、事業費の削減を図る。</p>	H23～
成人健康診査事業(結核検診)	<p>1.目的 結核の早期発見のために実施。</p> <p>2.内容 65歳以上を対象に結核検診車による集団検診を実施。高齢者が集まるイベント時に年間2回検診車を配車。検診料は無料。</p>	<p>1.改善内容 肺がん検診へ統合する。</p> <p>2.改善理由 40歳以上を対象に実施している肺がん検診と統合し、効率的な運営を行う。</p>	H23～
福祉医療制度(県制度との連動)	<p>1.目的 老人、障がい者、母子世帯員等に対し療養に要する費用の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって市民福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2.内容 兵庫県の福祉医療費助成事業を基本に老人、障がい者(高齢障がい者)、母子家庭等に係る医療費助成事業。</p>	<p>1.改善内容 県に連動して、福祉医療の助成をしているが、今後も医療費助成について県制度との連動を図る。</p> <p>2.改善理由 県の福祉医療費助成事業を基本に、県制度に基づき、老人、障がい者(高齢障がい者)、母子家庭等に係る医療費助成を実施しているため。</p>	H23～
子育て情報ブックの印刷経費削減	<p>1.目的 就学前の子どものいる家庭に対して、妊娠から、出産、就学前までの子育てに関する情報を取得しやすい環境をつくる。</p> <p>2.内容 子どもの就学までの期間に必要な情報を集約した冊子を作成。 母子手帳交付時、及び就学前の子どもの転入時に配布している。年間配付数は約3,000部。</p>	<p>1.改善内容 印刷経費を削減するため、有料広告を取り入れることや民間での発行を含めた手法を検討する。</p> <p>2.改善理由 経費の削減を図る。</p>	H23～

項目名	事業内容	取り組み方針	実施年度
こんにちは赤ちゃん事業	<p>1.目的 生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な施策につなげ、子ども虐待の未然防止を図る。</p> <p>2.内容 お祝い品を持って、赤ちゃんの生まれたすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行い、様々な不安や悩みを聞き、相談を受けることにより、これから子育てに励まれる保護者を安心させられる支援事業とする。</p>	<p>1.改善内容 お祝い品の廃止を検討する。</p> <p>2.改善理由 別途、子育てブックスタート事業も行っており、訪問時にお祝い品を配付する必要が低い。</p>	H23～
つつじ学園囑託医師報酬の削減	<p>1.目的 知的障害児通園施設のつつじ学園に囑託医師を設置している。</p> <p>2.内容 知的障害児通園施設つつじ学園の囑託医師は、児童福祉施設最低基準第56条において設置が義務付けられている。</p>	<p>1.改善内容 きぼう園の囑託医師が、つつじ学園の囑託医師の業務を行う。</p> <p>2.改善理由 報酬の削減を図る。</p>	H23～
伊丹地車・太鼓フェスティバル	<p>1.目的 伊丹の地域資源である地車・太鼓を使ったフェスティバルを開催することにより、中心市街地の活性化を図り、伊丹の地域資源を市内外にアピールする。</p> <p>2.内容 市内各地域が保有する地車・太鼓(4基)を中心市街地に集め、アピール合戦や写真撮影を行った後、中心市街地等の練り歩きを行う。平成22年度は4地区(鴻池、昆陽、宮ノ前、西野)参加。</p>	<p>1.改善内容 平成22年度(市制70周年記念)までの事業として、事業化したイベントであり、平成22年度をもって廃止とする。</p> <p>2.改善理由 当初の事業計画どおり、平成22年度(市制70周年記念)で廃止とする。</p>	H23～
蔵富都たうんみゅーじあむ事業	<p>1.目的 商業特定誘致区内へのクラフト工房・店舗の誘致。</p> <p>2.内容 平成18年度から広く工芸作家等に呼びかけ、野外クラフト展を開催。 出展料は、1日5千円 2日8千円</p>	<p>1.改善内容 店舗誘致の実績もなく、店舗誘致すべき場所もない状況のなか、出展者も減少しており、現状の事業は廃止し、行政主体から市民主体の野外クラフト展として展開を検討する。</p> <p>2.改善理由 事業目的の達成が困難なため。</p>	H23～
菊花展の見直し	<p>1.目的 菊花展を開催することにより、菊を通じて市民が花に対する関心の高揚と情操の涵養を図ると共に、市公設卸売市場「食・農・プラザ」の賑わいを維持し、「スマイル阪神」の売上げ向上を推進する。また、小菊生産農家の栽培技術向上に資する。</p> <p>2.内容 大菊大花壇、大菊中花壇、福助花壇、だるま花壇など丹精こめて育てられた菊が一堂に会する菊花展(例年10月下旬から10日間前後)を開催。 ファン投票で決める優秀作品への投票者は537名(来場者は約1千名)。</p>	<p>1.改善内容 実施内容を工夫し経費削減を図る。</p> <p>2.改善理由 夜間警備や設営などを工夫し経費の削減を図る。</p>	H23～
電力の自由化(公共施設)	<p>1.目的 行政業務の遂行のため、電力の供給をうける。</p> <p>2.内容 現在、公共施設では関西電力から電気の供給をうけている。</p>	<p>1.改善内容 電力小売の部分自由化により需要者は電力会社を自由に選択することができるようになった。環境面や緊急時に対応できる施設から導入の取り組みを行う。</p> <p>2.改善理由 経済性、地球環境負荷への影響等の視点から見直しを行う。</p>	H23～

項目名	事業内容	取り組み方針	実施年度
借地料の見直し	<p>1.目的 公共施設運営のため用地借料。</p> <p>2.内容 個人より土地を借料している。</p>	<p>1.改善内容 近隣用地の状況を踏まえつつ、借地料等を見直しを行う。</p> <p>2.改善理由 借地料の削減を図る。</p>	H23～
すくすくぐんぐん伊丹っ子の発行	<p>1.目的 教育ビジョンを推進し、教育情報を発信する。</p> <p>2.内容 伊丹の教育アピールの一環として教育方針等を市民にパンフなどの刊行物で紹介・啓発を行っている。</p>	<p>1.改善内容 印刷方法や発行部数を見直すなど削減を図る。</p> <p>2.改善理由 教育の広報については、「教育いたみ」メールマガジンの活用と併せ、効果的なPRをしている。</p>	H23～
2分の1成人式	<p>1.目的 児童の権利に関する条例の精神を踏まえ、子どもたちが自由に自分の意思を表明できる場を確保するとともに、20歳までの中間点に当たる10歳の子どもたちが「2分の1成人式」を契機に、これまでの成長を振り返り、支えてくれた人々に感謝の念を持つ機会とする。</p> <p>2.内容 市内小・特別支援学校等の4年生代表の児童が一堂に会し、周囲の人たちへの感謝の気持ちを伝えたり、どのように成長していきたいかを主張する。また、家族とともに参加し、同じ4年生の演奏などを鑑賞したり、教員や伊丹出身の著名人のメッセージ等を紹介する。</p>	<p>1.改善内容 平成19年度から実施し、平成23年度で5年を経過する。今後は各小学校での特別活動の中で、児童会の活性化も含めた取り組みに移行する。</p> <p>2.改善理由 事業実施後5年を経過する中で、今後費用をかけずに各学校で取り組む。また、発表者が各小学校、特別支援学校1名となり、全体で18名のみでの発表の場となっている。</p>	H23～
町の先生制度推進事業	<p>1.目的 創作・教養等の諸分野において豊富な体験や専門的な技能を有する人材や保護者等を「町の先生」として来て頂くことにより、地域の教育力を学校園に導入し、地域に根ざした開かれた学校園づくりをめざす。</p> <p>2.内容 学校園の実態に応じて、各学校園が主体的に編成する教育課程に「町の先生」制度を位置づけ、三領域(教科、道徳、特別活動)及び総合的な学習の時間等において、多角的な面から教育活動を支援する。 平成20年度 172回 延べ296人 平成21年度 251回 延べ535人</p>	<p>1.改善内容 さらなる地域人材や学校支援地域ボランティア等の活用により、事業費の削減の検討を行う。また、教育委員会内において、同様の事業を再度見直すように検討する。</p> <p>2.改善理由 地域人材やボランティア等の活用を図る。</p>	H23～
中学校検定チャレンジ事業	<p>1.目的 中学校におけるキャリア教育にもつなげる各種検定取得のための学習を通して、学力の定着・向上と資格取得に努めていく。</p> <p>2.内容 全中学校に数学検定・日本語検定・英語検定の検定問題を学級分設置し、授業や補充学習等で活用する。</p>	<p>1.改善内容 平成21年度事業開始当時より3ヶ年計画で数学検定、日本語検定、英語検定について、検定問題の配付等により一定の周知が図れたため、平成23年度までとする。</p> <p>2.改善理由 数学検定、日本語検定、英語検定について、検定問題の配付等により一定の周知を図ることができた。</p>	H23～
教職員のスキルアップ事業	<p>1.事業目的 教職員の研究・研修活動を充実し、教職員の資質向上を図る。</p> <p>2.内容 各学校における研究、研究活動の充実(発表校・発表準備校)のために助成を行い、特色ある学校づくりや校内での計画的・継続的な研究体制を確立するため支援する。</p>	<p>1.改善内容 類似事業(学力向上推進モデル事業、心の教育推進モデル校事業等)との統廃合を検討する。平成23年度に検討を行い、平成24年度から実施する。</p> <p>2.改善理由 類似事業を統廃合することによって、事業の効率化を図る。</p>	H23～

項目名	事業内容	取り組み方針	実施年度
消防車両整備事業(消防団車両)	<p>1.目的 消防車両整備計画に基づき消防団車両を年次計画で更新し、消防力の維持・強化を図るとともに、地域防災の中核である消防団の活性化を図る。</p> <p>2.内容 消防車両整備計画において、消防団車両の更新基準を経過15年又は走行距離10万キロと定め、年次計画で整備している。</p>	<p>1.改善内容 NOx・PM法規制にかかる更新整備が平成25年度に完了することから、以降の更新基準の見直しを行う。また、更新時には更新車両等をネットの競売活用に取り組んでいく。</p> <p>2.改善理由 車両更新の延長 更新車両の有効処分</p>	H23～
各種手当の支払通知の見直し	<p>1.事業目的 手当を支給することにより、対象者の経済的負担を軽減し福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2.事業内容 (平成21年度まで)各種手当の支払い通知はがきを支払い毎に通知していた。 (平成22年以降) 特別障害者手当、福祉手当、高齢者福祉金、障害者特別給付金、児童手当、子ども手当は当初の決定通知時に年間の支払い予定日等を明記し、支払い毎の通知はがきは送付しない。</p>	<p>1.改善内容 これまでは、支払いごとに額の通知をはがきで送付していたがこれからは年度当初に年間の支払額を通知することにより、支払いごとのがきは送付しない。</p> <p>2.改善理由 当初の決定通知時に年間の支払額を明記することで、郵送料等を削減できる。</p>	H23～

【検討項目】

件数 25件

項目名	事業内容	取り組み方針
市民活動タイアップ事業助成金のあり方	<p>1.目的 団体間の協働により企画・実施される市民のまちづくり活動の推進事業に係る経費の一部を助成することにより、市民団体の協働を促進し、市民の協働によるまちづくり活動を推進することを目的とする。</p> <p>2.内容 市民団体2団体以上で事業をおこした者に助成金を交付する。平成17年度の9件を最高に減少傾向にあり、平成21年度は2件(内、1件辞退)であった。</p>	<p>1.改善内容 平成23年度末にまちづくり基本条例の推進状況を検討する会から提言書をもらう予定にしており、その提言書をふまえ再度検討する。</p> <p>2.改善理由 タイアップできる団体はこの制度を活用して事業展開をしており、この事業の他にも助成事業があることから、この事業の使命は果たしたと考える。</p>
駐輪指導業務委託料	<p>1.目的 放置禁止区域に自転車を放置しないよう指導する。</p> <p>2.内容 放置禁止区域内に自転車及び原動機付自転車を放置しようとする者を指導するとともに、既に放置している者に対しては、警告札を貼って注意を促す。</p>	<p>1.改善内容 市民へ広報などで強く呼びかけるなど、違った手法を検討し、駐輪指導委託料の削減および廃止を検討する。</p> <p>2.改善理由 本来、市民にルールを守ってもらえば駐輪指導に対する経費はかからない。放置禁止区域に自転車を放置しないよう、市民との意見交換や自転車利用者への啓発に重点をおく。</p>
国際交流事業・留学生助成金	<p>1.目的 自治体及び市民レベルの国際姉妹友好都市交流をはじめ、国際理解・交流活動を推進し、国際的視野を広めることにより相互理解を深める。</p> <p>2.内容 教育・文化・スポーツ・経済等幅広い分野で国際交流を進めてきた。近年は次代を担う青少年・青年、市民を主とした国際姉妹友好都市交流を進める。また、国際姉妹(ハッセルト)・友好都市(佛山市)からの若者を受け入れ、日本語を中心に1年間日本で留学することにより、また、本市の若者を派遣・留学させ当地の言語や文化を学ぶ。</p>	<p>1.改善内容 平成22年度多額の交流事業受入経費を要する中、交流事業のあり方を検討する。また、留学生受入事業については、本市派遣留学生の費用一部負担について、検討する。</p> <p>2.改善理由 社会情勢が変化中、事業の実施に対する効果を検証する。留学生の費用負担を求める。</p>

項目名	事業内容	取り組み方針
環境マネジメントシステム	<p>1. 目的 伊丹市環境基本計画、伊丹市地球温暖化対策推進実行計画の進行管理、目標設定や監査に市民・事業者が参画することや、省エネ、省資源などの取り組みによる環境に与える負荷の軽減。</p> <p>2. 内容 環境自治体スタンダードを基本とした伊丹市独自の環境マネジメントシステムを構築し運用する。</p>	<p>1. 改善内容 環境マネジメントについて、委託をせず、市が直接行い、委託経費をかけずに実行する。</p> <p>2. 改善理由 現段階における環境マネジメントシステムの実行は、職場で行うことができると思われるため。</p>
真空収集システムのあり方	<p>1. 目的 平成元年度より、ごみステーションの美化、24時間いつでもごみ捨てができるという市民の利便性の向上の観点から、新システムを民間と共同で開発し、公営住宅等に導入。</p> <p>2. 内容 真空収集システムによるごみの収集を行う。</p>	<p>1. 改善内容 現在1台で運用をしており、平成27年度に収集車の更新を迎えることから、それに伴い老朽化の著しい公営住宅から順次、真空収集システムの廃止の協議を進め、ステーション収集を通常収集へ切り替える。民間分譲住宅についても廃止に向けて協議を進める。</p> <p>2. 改善理由 真空収集システムは、分別収集が困難である。また、現在本システムを導入しているのは本市しかなく、真空収集自体の経費がかかる。</p>
特定目的基金の集約化	<p>1. 目的 特定目的のために財産を管理し、または積み立てるため。</p> <p>2. 内容 特定目的のため財産を維持し、または積み立てるため、健康福祉部では現在、「愛の持ち寄り基金」、「ボランティア活動振興基金」、「地域福祉推進基金」、「障害者支援基金」の4つの基金を所管している。また、教育委員会でも「スポーツ振興基金」、「文化財保護事業基金」の2つの基金を所管している。</p>	<p>1. 改善内容 複数ある基金を集約化することにより効率的な行政運営を行う。</p> <p>2. 改善理由 基金が複数あることによって国及び県より財政的に余裕があると見なされる。基金を集約することにより、ひとつの基金で幅広い事業を行うことができる。</p>
サンシティホールのパイプオルガン	<p>1. 目的 サンスクリットのアントニオ・ガウディ建築様式に合せ、パイプオルガンを設置。</p> <p>2. 内容 パイプオルガンの効果的な活用を図るため、パイプオルガン運営委員会を設置し、事業計画に基づき、クリスマスコンサート等の有料コンサートを年3回、無料コンサートを月2回、また夏休み期間を利用して、小学生以上を対象とした体験教室を実施している。</p>	<p>1. 改善内容 利用実績、維持費用面などから、パイプオルガンの撤去を検討する。</p> <p>2. 改善理由 平成22年度維持管理経費として1,460千円を予算措置している。年3回のコンサートは有料化としているが、収入料で維持管理費用は賸えていない状況である。平成22年3月実施のコンサート収入は68千円である。</p>
小規模作業所補助	<p>1. 目的 就労することが困難な在宅の障がい者を対象として、日中活動を支える場として、作業訓練等を実施している小規模作業所に対して、運営経費等の一部を補助する。</p> <p>2. 内容 障がいがあるため、企業等で就労することが困難な者を対象として定期的に作業訓練等を実施している団体で、市長が適当と認めたものに対して、補助を行っている。</p>	<p>1. 改善内容 平成23年度までにすべての小規模作業所が法定事業へ移行することを目標にした「伊丹市障害福祉計画(第2期)」に基づき、県補助に付随して補助している。県に随伴している以上の市の単独補助の廃止を検討する。</p> <p>2. 改善理由 市単独上乗せ分を削減することで、新たな施策や増加する扶助費に対応する。</p>
障害者グループホーム等整備事業補助金	<p>1. 目的 グループホーム・ケアホームの新規開設時から世話人の補助を行うことにより、事務運営の安定化を図り、障がいのある人の地域移行を促進する。</p> <p>2. 内容 平成19年度に地域移行を目的とする入所施設が建設される中、その受け皿としてグループホームを整備し、家賃補助、整備補助、敷金補助、住宅改造助成、世話人補助等、設置にかかる開設補助を行う。 世話人助成 = 240,000 × 50/100 × 開設月数(市単独) 1年目 = 50/100、2年目 = 40/100、3年目 = 30/100、4年目以降 = 20/100</p>	<p>1. 改善内容 市単独補助の世話人助成を4年間の有効期限とする。</p> <p>2. 改善理由 市単独上乗せ分を削除することで、新たな施策や増加する扶助費に対応する。</p>

項目名	事業内容	取り組み方針
地域生活総合支援施設運営補助金	<p>1. 目的 地域生活総合支援施設の運営にかかる補助を行うことにより、同施設を利用する障がい者に対する支援の充実と地域生活への移行の推進を図る。</p> <p>2. 内容 1. ユニット運営費助成 = 11,484千円 施設の生活環境を地域生活環境に近づけるための助成 2. 行動障害特別処遇事業 = 1,102千円 強度行動障害判定指針で10点以上の者に対する特別処遇に対する助成 3. 重複障害者特別処遇事業 = 2,227千円 重複障害者にも対応できる、重介護方式の生活介護サービスを提供することに対する助成</p>	<p>1. 改善内容 市の上乗せ単独補助について、廃止を検討する。</p> <p>2. 改善理由 市単独上乗せ分を削減することで、新たな施策や増加する扶助費に対応する。</p>
健康手帳の配付	<p>1. 目的 健康に対する正しい知識の普及及び市民の健康に対する自覚と認識を高めるため。</p> <p>2. 内容 健康情報の提供や、5年間の自身の検診受診結果が記載できるような健康手帳を交付。発行対象者は40歳以上の市の検診を受診する者および65歳以上全員に発行。発行から5年後に自動更新。</p>	<p>1. 改善内容 5年毎に自動更新されているものを希望者制や更新期間の延長などに変更し、配付方法の検討を行う。また、各種検診を受診する際に必要としているため、併せて検討する。</p> <p>2. 改善理由 健康づくりについては、健康づくり大作戦として様々な施策を実施しており、健康への意識啓発は広報、市HPで周知できるため。</p>
日雇医療助成事業	<p>1. 目的 療養に要する費用の一部を助成することにより、市民福祉の増進を図る。</p> <p>2. 内容 日雇特例被保険者に該当しない日雇労働者が、健康保険の給付を受けることができない場合に、総医療費の7割を助成する。</p> <p>根拠法令:本市老人等医療費の助成に関する条例・施行規則</p>	<p>1. 改善内容 日雇医療費助成事業のあり方について方向性や統廃合などの手法の構築等を具体的に検討する。</p> <p>2. 改善理由 近隣他都市で医療助成実績がない中、本市のみが実施している。健康保険法における日雇特例被保険者の扱いに係る問題であり、救済措置は国が設置すべきである。</p>
特定疾患助成事業	<p>1. 目的 特定疾病患者の療養に係る経済的負担を軽減し、市民福祉の増進に寄与する。</p> <p>2. 内容 特定疾病患者の療養費の一部を助成(月39千円限度、所得制限、自己負担有)</p> <p>根拠法令:本市特定疾病患者の救済措置に関する規則</p>	<p>1. 改善内容 近隣他都市と比較して、市独自に定めた助成内容や疾患名等特定疾患事業のあり方を見直す。</p> <p>2. 改善理由 昭和61年度医療費の助成を継続することにより、受療機会の増大を図ることが社会的意義にかなうとして、助成内容を他市が見舞金方式にする中、医療費助成にする等市独自の事業を行ってきた中で、近隣他都市の見舞金と比較して、1人当たりの助成限度額が高い。</p>
育児ファミリーサポートセンター利用助成事業	<p>1. 目的 就学前の児童を家庭で養育している保護者に対して、ファミリーサポートセンター事業に要する経費の一部を助成することにより、育児負担の軽減を図る。</p> <p>2. 内容 登録会員の内、幼稚園や保育所・障がい児施設に在籍していない就学前児童のいる家庭を対象に、4月～7月、8月～11月、12月～3月の各期に1回ずつ、年3回、各5時間を限度に申請により(通常1時間800円)の1/2を助成する。</p>	<p>1. 改善内容 利用者が少ないことから、利用助成の廃止を含めて検討する。</p> <p>2. 改善理由 阪神間他市には、同様の制度がない。また、利用促進と制度普及が目的で、達成できたと考える。</p>

項目名	事業内容	取り組み方針
少年少女合唱団の運営のあり方	<p>1. 目的 合唱活動を通して情操を養い、異年齢集団の中で社会性、協調性を培い、青少年の健全育成と文化の醸成に寄与する。</p> <p>2. 内容 毎週土曜日伊丹アイフォニックホールでの定期練習を行っている。各合唱祭に出演及び、毎年3月に定期演奏会を開催する。</p>	<p>1. 改善内容 市の直営から団体の自主的運営へ転換も含め、運営のあり方を検討する。</p> <p>2. 改善理由 市の職員が直接業務に携れるのではなく、育成会も含め団体の自主的な活動に取り組み自立を図る。</p>
クローバーコンサート	<p>1. 目的 コーラスグループ連絡協議会による市民へのコーラス音楽鑑賞機会の提供と加盟団体相互のコーラス交歓会。</p> <p>2. 内容 コーラスグループ連絡協議会(平成22年度は28団体が加盟)のコーラス交歓会として、6月～7月に実施。各年5～6団体がローテーションで出演している。</p>	<p>1. 改善内容 コーラス事業の補助金と委託料の見直しを進める中で、委託料を補助金(405千円)へ移行するなど、より自主的な企画運営を行う。</p> <p>2. 改善理由 自主的な運営を推進するため。</p>
伊丹国際クラフト展	<p>1. 目的 工芸センターが目的とする「用の美」、生活の中に優れたデザインを取り入れ、物の豊かさから心の豊かさを求める時代に対応し、豊かな生活の創造の普及を図る。 また、国際公募展を行うことにより、伊丹のクラフト拠点を世界に発信すると同時に、将来クラフト作家が伊丹に工房を開くことを目的とする。</p> <p>2. 内容 伊丹国際クラフト展は、「ジュエリー」と「酒器・酒盃台」と年ごとにテーマを変えて実施しており、財源は市からの委託料と出品料および民間企業からの協賛金となっている。一般公募された作品を審査し、入賞・入選作品を会期中展示し、作品の販売も行っている。</p>	<p>1. 改善内容 事業費のうち、市委託料を削減すること及び入賞者が伊丹のクラフト文化の振興に寄与できる仕組みづくりを検討する。</p> <p>2. 改善理由 ここ数年市内からの受賞者はなく、事業費の多くが賞金に占められており、市外の受賞者に対して本市の税を投入する必要があるのか。たとえば、大賞は500千円となっており、事業費全体の7.7%となっている。</p>
産業・情報センター管理運営事業の見直し	<p>1. 目的 産業の振興並びに情報化の推進を図ることを目的とする。</p> <p>2. 内容 市内商工業の振興・育成を図るため、指定管理者である伊丹商工会議所に業務委託して、事業経営に関する相談、情報提供、人材育成、交流、イベント、貸室等の事業を実施している。 < 指定管理期間 > 平成21年4月1日～平成26年3月31日(5年間)</p> <p>根拠法令: 本市立産業・情報センター条例および同施行規則</p>	<p>1. 改善内容 市内商工業の振興・育成を図るため、効果的な事業を実施しているのか、商工業者のニーズの把握に努めるとともに、今後の事業展開等あり方を検討する。</p> <p>2. 改善理由 平成22年度当初予算で57,401千円の管理運営費がかかっている。今後は、維持修繕費の増が見込まれる。</p>
テクノフロンティア賃料補助	<p>1. 目的 入居企業へ賃料補助を行うことにより、企業誘致の促進を図る。</p> <p>2. 内容 資本金1億円未満で従業員100人未満の入居企業に対し賃料の1/10を5年間補助。 運営協議会(入居企業が構成)に対し施設内にある集会室の借上賃料の1/2を補助。 研究施設として企業が使用。その際に賃料を5年間1/2を補助。 現在は、14室あり、7社7室(うち市内企業3、市外企業4)に入居している。</p>	<p>1. 改善内容 施設誘致時に約束した補助期限(15年間)である平成27年度の廃止に向けて検討する。</p> <p>2. 改善理由 他市から入居して、他市に出ていく例が多い。また、入居者も減少している。</p>

項目名	事業内容	取り組み方針
観光物産ギャラリーの職員体制	<p>1. 目的 市内外からの来訪者に対し、市内観光情報の案内や観光スポットへの誘導など、交流人口の増加、集客力の向上に寄与する。</p> <p>2. 内容 営業日：年中無休(年末年始を除く)。午前10時～午後8時。 職員数、2名。 勤務体系午前10時～午後3時までは1人、午後3時以降は2人。 年間利用者：23,000人、案内・紹介(年間)：2,800件、販売売上額：14,760千円 < 指定管理期間 > 平成21年4月1日～平成26年3月31日(5年間)</p>	<p>1. 改善内容 15時～17時まで職員体制が2名である。現在1日の集客数は63名程度のため、1名の職員体制を検討する。</p> <p>2. 改善理由 適正な職員配置を行い、効率的な職員体制を構築する。</p>
宮前まつり補助事業の見直し	<p>1. 目的 中心市街地の活性化、賑わいの創出。</p> <p>2. 内容 春、秋の宮前まつりの年2回実施。 春(4月29日)15,000人、秋(10月第2週の土日)25,000人の来場者 平成10年度より、実行委員会へ事業補助。</p>	<p>1. 改善内容 地元主導のまつりへ誘導し、補助金の廃止や削減を視野に検討する。</p> <p>2. 改善理由 中心市街地活性化事業が取り組まれており、事業効果を検証し、地元の自主的な運営を検証する。</p>
労働相談事業の見直し	<p>1. 目的 労働問題に関する様々な悩みを聞き、問題解決に向けた助言・指導をすることにより、安心して働ける労働環境づくりを目指す。</p> <p>2. 内容 毎週2回、ハローワークOB及び社会労務士がスワンホールにおいて労働全般に関して指導、助言を行っている。</p>	<p>1. 改善内容 今後も利用が増えなければ廃止も視野に見通しの検討を行う。</p> <p>2. 改善理由 ハローワークでの相談や、市民相談課での労働相談で対応できると思われる。</p>
高齢者雇用奨励金	<p>1. 目的 高齢者を雇用する市内事業主に対して奨励金を支給することにより、高齢者雇用の理解を深め、雇用促進を図る。</p> <p>2. 内容 1年以上市内に在住する高齢者を雇い入れ、かつ国の特定求職者雇用開発助成金を受給している事業主に対して、高齢者1人を雇用すると月額1万円、6ヶ月を1期として、12ヶ月(2期分)を上限に奨励金を支給する。</p>	<p>1. 改善内容 申請者が減少している中、市民ニーズの把握に努め、事業の廃止も視野に今後のあり方を検討する。</p> <p>2. 改善理由 65歳定年制が導入されようとしている今、国の動向を注視しながら高齢者奨励金の廃止を検討する。</p>
小・中学校就学援助(準要保護の対応)	<p>1. 目的 「教育の機会均等」の観点から経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等を援助して就学援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。</p> <p>2. 内容 対象者からの申請に基づき、(医療費、新入学学用品費等)対象経費を支給する。就学援助の認定要件の1つとして世帯人数に応じた所得基準を設けている。</p>	<p>1. 改善内容 市単独で準要保護基準が設定されており、市単独部分についての基準の見直しを検討する。</p> <p>2. 改善理由 個人給付による支援から教育や子ども施策へ新たな事業などに対応していく。</p>

項目名	事業内容	取り組み方針
県補助削減分の取り組み	<p>1. 目的 市の負担割合の適正化を図る。</p> <p>2. 内容 県補助削減分について、市の負担割合を見直す。 ・河川清掃等 ・児童くらぶ</p>	<p>1. 改善内容 県単独事業について、市の負担割合の見直しを検討する。</p> <p>2. 改善理由 県の所管については、県費で対応するものである。</p>

2. 事務事業の抜本的な見直し
(2) 政策的・投資的経費などの取り組み方針

件数 2件

項目名	事業内容	取り組み方針	
政策的・投資的経費に係る一般財源の見直し	<p>1. 目的 政策的・投資的経費が増加する中で、健全な財政運営を行う。</p> <p>2. 内容 政策的・投資的経費に係る一般財源の制限額を設定する。</p>	<p>1. 改善内容 政策的・投資的経費に係る一般財源の総額を原則として毎年度15億円以内とする。</p> <p>2. 改善理由 政策的・投資的経費に係る一般財源の制限額を設定し、健全化を行う。</p>	H23～
市債発行額の見直し	<p>1. 目的 市債(市の借金)を減少させ、将来世代に負担を求めない。</p> <p>2. 内容 市債額の発行額の制限額を設定する。</p>	<p>1. 改善内容 市債の発行は、原則として特例債及び土地開発公社の用地取得に係る市債を除き、原則20億円以内とする。</p> <p>2. 改善理由 市債残高の抑制を図る。</p>	H23～

【検討項目】

件数 2件

項目名	事業内容	取り組み方針
補助金・助成金の必要性及び効果の検討	<p>1. 目的 各種団体に支出されている補助金・助成金の必要性及び効果を検討する。</p> <p>2. 内容 各種団体に支出されている補助金・助成金を見直す。</p>	<p>1. 改善内容 各団体に対して、支援から自立の観点に立ち、補助金・助成金の必要性及び効果を検証する。</p> <p>2. 改善理由 補助金・助成金の必要性及び効果について検討する。</p>
スクラップ・アンド・ビルドの原則	<p>1. 目的 スクラップ・アンド・ビルド方式を導入することによって事業の健全化を図る。</p> <p>2. 内容 新設事業の場合は、既存事業の廃止を前提とするスクラップ・アンド・ビルド方式を導入する。</p>	<p>1. 改善内容 新設事業の場合には、その財源を確保するため、既存事業の廃止等を前提とし、新たに財源を求めないことを原則とする。</p> <p>2. 改善理由 歳出予算の肥大化を防ぐ。</p>

3. 効率的・効果的な行財政運営

(1) 民間活力の活用

件数 1件 【改善見込額 約 5百万円】

項目名	事業内容	取り組み方針	実施年度
市営住宅等管理運営事業の指定管理導入	<p>1. 目的 市営住宅等(33団地 73棟 2,063戸)の管理業務を効率的かつ効果的に行うため、入退去の管理、修繕、家賃収納、苦情処理緊急対応等の管理業務を、指定管理者に行わせる。</p> <p>2. 内容 空家入居者募集等入退去業務、入居者等の苦情処理・緊急対応業務、家賃・駐車場使用料の収納業務及び管理工事、一般・緊急修繕、空家修繕業務等住宅管理保全業務。 平成22年度当初予算で市営住宅等維持管理費が161,401千円</p>	<p>1. 改善内容 指定管理導入に向け、具体的な検討を進める。</p> <p>2. 改善理由 民間のノウハウの活用と経費の削減を図る。また、県営住宅においても導入されている。</p>	H23 ~

【検討項目】

件数 1件

項目名	事業内容	取り組み方針
民間活力の活用	<p>1. 目的 市民サービスの向上を含めた費用対効果などを総合的に考慮したうえで、民間活力の活用を図る。</p> <p>2. 内容 学校技能業務、給食センター業務、野外活動センター、公民館、つつし学園及び特別支援学校の送迎バス、総合教育センター業務等の民間活力の活用を検討する。</p>	<p>1. 改善内容 公の施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度の活用など民間活力の導入を検討する。</p> <p>2. 改善理由 民間活力を活用することにより、効果的な行財政運営を行う。</p>

3. 効率的・効果的な行財政運営

(2) 第三セクター等の抜本的な改革

件数 3件 【改善見込額 約 186百万円】

項目名	事業内容	取り組み方針	実施年度
土地開発公社の廃止	<p>1. 目的 市域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に、本市の基本構想・基本計画に沿って、公共用地・公有地の先行取得を進めるとともに、適正な管理・処分を行う。土地開発公社保有地の活用等については、土地開発公社の会計の健全化と今後のあり方等も見据え、結論を出す。</p> <p>2. 内容 第1種公社経営健全化団体の指定を受け、経営健全化対策を行っている。 累積欠損金が平成21年度決算において約27億円ある。</p>	<p>1. 改善内容 国から土地開発公社の抜本的改革等に関する指針が示された中、土地開発公社のあり方について、廃止に伴う処理策の検討をする。また、関係機関と調整の上、保有地の処分を促進する。</p> <p>2. 改善理由 公共用地等を先行して取得する状況ではなくなっている。また、平成21年度決算では累積欠損金が約27億円である。</p>	H23 ~
都市整備公社のあり方	<p>1. 目的 公益法人制度改革について、現在行っている駐車場経営や賃貸住宅の経営が公益法人の事業として位置づけできるのか、今後のあり方を検討する。</p> <p>2. 内容 北池尻団地90戸の管理運営 市民特別賃貸住宅(特定優良賃貸住宅)384戸の管理 JR伊丹駅前駐車場等の管理運営</p>	<p>1. 改善内容 公益法人制度改革や国から第三セクター等の抜本的改革等に関する指針が示された中、事業意義、サービスの必要性を検証し、廃止も視野に検討を行う。</p> <p>2. 改善理由 公益性が少なく財団法人としての役割は、一定果たしていると考ええる。</p>	H23 ~

項目名	事業内容	取り組み方針	実施年度
昆虫館運営補助	<p>1. 目的 本市昆虫館を運営する本市公園緑化協会に対して、施設活動の充実のため、運営費を補助する。(平成4年11月博物館法による登録博物館として位置づけ。)</p> <p>2. 内容 平成22年度事業として、展示事業(常設展示(チョウ温室、映像他)、特別展示、企画展示他)、教育普及事業(環境学習他)、昆虫館とのパートナーシップ事業、昆陽池における生物環境の調査と復元事業、他団体との連携事業(「鳴く虫と郷町」他)、環境学習関連(環境学習プログラムの充実とバタフライガーデン事業他)など多彩な事業を実施する予定である。</p>	<p>1. 改善内容 公益法人制度改革や国から第三セクター等の抜本的改革等に関する指針が示された中、債務負担行為(損失補償)のあり方が問われており、市直営の施設にすることも検討する。</p> <p>2. 改善理由 今後5年間で維持管理保全工事が107,000千円見込まれる中、市の新たな債務負担行為(損失補償)が難しく、財団での対応が難しい施設となりつつある。</p>	H23～

【検討項目】

件数 3件

項目名	事業内容	取り組み方針
財団法人の整理・統廃合	<p>1. 目的 地方財政規律の強化のため、第三セクター等について事業の意義、採算性について抜本的に検討する。</p> <p>2. 内容 財政健全化法、第三セクター等の抜本的改革の推進等についての通知、公益法人制度改革に対応する。</p> <p>根拠法令: 第三セクター等の抜本的改革通知</p>	<p>1. 改善内容 公益法人制度改革や国から第三セクター等の抜本的改革等に関する指針が示された中、事業意義、サービスの必要性を検証し、存廃方針を定める。</p> <p>2. 改善理由 各財団法人について、財団法人としての公益性を検討するとともに財団法人に対する債務負担行為(損失補償)のあり方を検討する。</p>
団体補助・運営補助のあり方	<p>1. 目的 各種団体の育成、事業活動支援。</p> <p>2. 内容 団体・事業運営支援のために、各種団体に補助金を交付している。</p>	<p>1. 改善内容 「支援から自立」の観点に立ち、補助の目的や経費負担のあり方などについて検証する。</p> <p>2. 改善理由 補助の目的、効果を検証する。</p>
共済事業の見直し	<p>1. 目的 共済事業の健全化に寄与する。</p> <p>2. 内容 災害共済・交通災害共済事業 中小企業勤労者福祉共済事業 農業共済事業</p>	<p>1. 改善内容 廃止または共済事業の運営方法の見直しを行う。</p> <p>2. 改善理由 共済事業のあり方について検討する。</p>

3. 効率的・効果的な行財制運営
(3) 地方公営企業等の経営健全化

件数 2件 【改善見込額 約 24百万円】

項目名	事業内容	取り組み方針	実施年度
交通事業の健全化	<p>1. 目的 高齢化の更なる進展や環境問題が深刻さを増す中で、市営バス事業が人と環境にやさしい地域公共交通の核として持続発展し、将来にわたり市のまちづくりに資するため。</p> <p>2. 内容 安全・快適で信頼性の高いバスサービスの提供と効率的な事業運営によって経営基盤の強化に努める。そのため現行の交通事業アクションプラン(H19～22年度)に基づく取組効果を検証したうえで今後の取り組みを拡充し、健全化を一層推進する。</p>	<p>1. 改善内容 中長期の収支見通しに基づき、今後の行動計画を策定する。不採算路線について、交通政策の観点から総合的に検討して今後の方針を協議する。廃車車両の処分にネット競売の導入を検討する。貸切車両の更新時にあわせて貸切事業の廃止を検討する。基準外繰出しの見直しを検討する。交通事業の今後のあり方を検討する。</p> <p>2. 改善理由 経費削減や財源確保を図り、健全な事業運営を行うため。</p>	H23～
市場事業の農業費繰出しのあり方	<p>1. 目的 都市農業振興及び市場会計の健全化から、農産物直売所「スマイル阪神」の市場使用料を減免した分及び市の施設である料理教室等の使用料見合い分を農業費から繰出しを行い、補填する。</p> <p>2. 内容 水産卸をはじめ従来の市場施設に加え、阪神農業情報発信センター整備計画に基づき、農産物直売所、料理教室、食と農の交流室に兵庫県阪神農業改良普及センター伊丹地域普及所などを整備し、卸売市場を都市農業振興の拠点施設として整備した。</p>	<p>1. 改善内容 JA兵庫六甲と伊丹市との「スマイル阪神」経営に関する基本合意(覚書)事項を踏まえつつ、前倒して早期に農産物直売所の使用料分を徴収すべく検討する。</p> <p>2. 改善理由 平成21年度において、4,375千円の農業費からの基準外繰出しを行っているため。</p>	H23～

【検討項目】

件数 7件

項目名	事業内容	取り組み方針
地方公営企業の経営健全化	<p>1. 目的 地方公営企業の経営健全化を図る。</p> <p>2. 内容 競艇を除く公営企業会計に対しては、一般会計より繰出し又は補助を行っている。</p>	<p>1. 改善内容 公営企業法に定める経費負担の原則に基づき、基準外繰出しに伴う税負担のあり方を見直す。</p> <p>2. 改善理由 基準外繰出しを行っている会計がほとんどであり、病院、交通では累積赤字を抱えているため。</p>
国民健康保険税率の改定	<p>1. 目的 平成21年度決算における収支差額約12.1億円の解消及び平成23年度以降の単年度実質収支の改善(税率改定等)</p> <p>2. 内容 医療費増大が続く中、国保財政は高齢者や低所得者や未就労者の加入割合が高く、基盤が脆弱であり、また景気低迷の影響を受け徴収率の低迷の原因となっている。累積赤字の解消や収納対策、税率の改定等に取り組む。</p>	<p>1. 改善内容 税率の改定については、これまで前年の収支不足を解消できるように率の設定を行っていた。今後は、次年度収支も見据えた改定率の設定を検討する。</p> <p>2. 改善理由 国民健康保険事業特別会計の健全化のため。</p>
上下水道事業の統合	<p>1. 目的 水道事業と下水道事業の統合により、上下水道事業として一体的に運営し、組織のスリム化と市民サービスの向上を図る。</p> <p>2. 事業内容 水道事業は地方公営企業法の全部適用である。下水道事業は一部適用である。</p>	<p>1. 改善内容 下水道事業を地方公営企業法の全部適用に移行し、水道事業との統合による一体的な事業運営を行う。</p> <p>2. 改善理由 統合による組織のスリム化と窓口業務の一本化等により、市民サービスの向上と効率的な事務事業の運営を図る。</p>

項目名	事業内容	取り組み方針
下水道事業の健全化 (下水道使用料の改定)	<p>1. 目的 下水道事業の安定的な経営を維持するため、使用料の改定に取り組む。</p> <p>2. 事業内容 現行の使用料は平成5年度に改定して以来、据置いであり、低い水準にあり、収支均衡が保てていない現状である。このため、受益と負担の均衡を図るうえからも、適正な料金の改定に向けて取り組む。</p>	<p>1. 改善内容 下水道事業の経営健全化のため、人件費や内部管理経費の削減により経営の健全化に努めているが、収支均衡が保てていない。受益者負担の考え方のもと、適正な料金水準を検証し、下水道使用料改定に向けて取り組む。</p> <p>2. 改善理由 今後も、多額の欠損金や資金不足額が累積することが見込まれるため、内部努力による一層の健全化に努めるとともに、早期に適正な使用料の見直しを行い、経営基盤の改善を図る。</p>
病院事業の健全化 (伊丹病院改革プラン)	<p>1. 目的 地域における市立伊丹病院の役割を明確化し、経営の効率化を図ることを前提に、本市の中核病院として良質な医療サービスを持続的に提供する。</p> <p>2. 事業内容 平成20年度より、第3次経営健全化計画でのアクションプランを継承しつつ、また市立伊丹病院改革プランによるアクションプランの着実な推進とDPC実施及び組織体制の強化を図り、平成21年度では医療収益は約4億5,000万円(決算対比106.8%)の増額で、病院事業費用は決算対比104.6%で、計画損失額を約5,000万円圧縮し、約8,300万円となった。</p>	<p>1. 改善内容 引き続き、病院改革プランを推進し、更なる経営健全化を実施し、基準外繰入れの見直しを検討する。</p> <p>2. 改善理由 病院事業の健全化が安定的な病院運営はもとより、市財政の健全化に大きく寄与する。</p>
地方公営企業等の基準外繰出しの見直し	<p>1. 目的 基準外繰出しを解消する。</p> <p>2. 内容 競艇、災害共済及び財産区を除く特別会計と公営企業会計に対しては、一般会計より繰出し又は補助を行っている。このうち通知・通達等によらない基準外の繰出しは、平成21年度決算で約925,000千円となっている。</p>	<p>1. 改善内容 各特別会計及び各公営企業会計における事業の趣旨、公営企業法に定める経費負担の原則に基づき、基準外繰出しに伴う税負担のあり方を見直す。</p> <p>2. 改善理由 基準外繰出しを行っている会計である。病院事業、交通事業において累積欠損金を抱えている状況である。</p>
宮ノ前地区地下駐車場事業会計の赤字対策	<p>1. 目的 中心市街地における駐車違反防止対策。</p> <p>2. 内容 平成21年度においては、収入が164,358千円に対し、支出は631,645千円、収支は467,287千円の赤字である。</p>	<p>1. 改善内容 さらなる歳入の確保策に取り組む毎年80,000千円の赤字解消に努める。</p> <p>2. 改善理由 宮ノ前地下駐車場事業特別会計の赤字額の削減を図るため。</p>

3. 効率的・効果的な行財政運営

(4) 公共施設マネジメントの推進

【検討項目】

件数 1件

項目名	事業内容	取り組み方針
公共施設のあり方 (公共施設マネジメント)	<p>1. 目的 公共施設全体を通じて、資産の有効活用を図る「公共施設マネジメント」を進める。</p> <p>2. 内容 各施設の設置目的や役割にまで立ち返り、コスト・利用状況及び効果などを分析したうえで将来の財政負担の可能な範囲内に収まるように優先順位付けて既存施設の統廃合をすることを検討する。</p>	<p>1. 改善内容 各施設の大規模改修や建て替えなど根本的に検討し、効果的な資産配分と資産の有効活用を進める。</p> <p>2. 改善理由 総合的な資産管理の観点から検討し、資産の配分と有効活用を進めるため。</p>

4. 人事行政
(1) 人材の育成
【検討項目】

件数 3件

項目名	事業内容	取り組み方針
人事評価制度の導入	1. 目的 職員の能力を最大限に発揮できる制度を導入する。 2. 内容 職員に人事評価制度を導入する。	1. 改善内容 能力・実績を重視した公正で客観的な人事評価制度の導入。 2. 改善理由 機動的で簡素かつ効率的な組織運営に努めるとともに職員の能力や個性が発揮でき、一人ひとりが主体的かつ意欲的に仕事ができる環境をつくる。
職員研修のあり方	1. 目的 職務遂行能力等職員の資質向上を図る。 2. 内容 実務専門研修や新人、昇任者等階層別研修、派遣研修など効果的な研修を実施。	1. 改善内容 第5次総合計画実施を着実に実施できるよう、地域コーディネート能力や法務能力の向上を目指した研修を実施する。 2. 改善理由 職員の参画と協働に対する意識づくりを進め、同時に資質の向上を図る。
職員提案・業務チャレンジ	1. 目的 学習的組織風土づくりの醸成。 2. 内容 職員提案：職員からの改善提案を募り、審査のうえ優秀なものについて表彰を行う。 業務改善チャレンジ：品質管理の手法を習得し、テーマ毎に検討、研究を重ね職場の改善に取り組む。	1. 改善内容 職員提案・業務改善チャレンジの統合を検討する。 2. 改善理由 実績や効果を検証し、効果的な手法に見直す。

4. 人事行政
(2) 組織と定員の管理
【検討項目】

件数 1件

項目名	事業内容	取り組み方針
適正配置による組織の活性化	1. 目的 適確な業務把握と適正な人員配置。 2. 内容 平成17年4月から平成22年4月までの5年間で計画期間とする定員適正化計画を策定し、職員数を平成22年4月1日に2,000人に削減することを目標に定員の適正化を図ってきた。	1. 改善内容 任命権者毎にそれぞれ主体的に計画を策定し、それらを集約するとともに、業務量に応じた適正な定員管理を基本に置きつつ、民間でできる業務は民間に任せ、行政は民間ではサービスを提供することが困難である業務に特化することも視野に入れ、新たな定員計画を策定する。 2. 改善理由 業務量に応じた適正な定員管理を行う。

4. 人事行政
(3) 人件費の適正化

件数 2件 【改善見込額 約 362百万円】

項目名	事業内容	取り組み方針	実施年度
委員報酬の見直し	1. 目的 各種委員会等に出席した委員に対して支払われる報酬の見直しを行う。 2. 内容 各種委員会等に出席した委員に対して月額報酬制で委員報酬を特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき報酬を支払う。	1. 改善内容 平成22年度に懇話会を立ち上げ、近隣市の動向を踏まえ見直しを行う。また、報酬の日額化についても現在係争中の最高裁の判決結果を踏まえ、同懇話会で検討する。 2. 改善理由 委員報酬は、全国的な制度であり、近隣市とのバランスを考える必要がある。また、日額報酬については、現在、裁判中であることから係争結果に基づき適正に実施していく。	H23～

項目名	事業内容	取り組み方針	実施年度
人件費の適正化 (住居手当の適正化)	<p>1.目的 国、近隣他都市の水準等を踏まえ、住居手当の見直しを行う。</p> <p>2.内容 住居手当について、平成22年4月より全区分において月額2,500円を削減する。引き続き平成23年4月、平成24年4月にそれぞれ月額2,500円を削減する。</p>	<p>1.改善内容 住居手当額の引下げ及び一部廃止を行う。</p> <p>2.改善理由 国、近隣他都市の水準等を踏まえ、住居手当の適正化を図る。</p>	H23～

5. 財政指標の目標設定
(1) 財政健全化法の指標
【検討項目】

件数 5件

項目名	事業内容	取り組み方針
実質赤字比率	<p>1.目的 財政健全化の状況を把握するため、財政指標を設定する。</p> <p>2.内容 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。この比率が11.54%以上になると財政健全化団体となる。</p>	<p>1.改善内容 計画期間内は、実質赤字比率を発生させない財政運営を行う。</p> <p>2.改善理由 効果的かつ市民にわかりやすい財政運営を行う。</p>
連結実質赤字比率	<p>1.目的 財政健全化の状況を把握するため、財政指標を設定する。</p> <p>2.内容 全会計を対象とした当該団体の実質的な資金不足の状況を示す指標。この比率が16.54%以上になると財政健全化団体となる。</p>	<p>1.改善内容 計画期間内は、連結実質赤字比率を発生させない財政運営を行う。</p> <p>2.改善理由 効果的かつ市民にわかりやすい財政運営を行う。</p>
実質公債費比率	<p>1.目的 財政健全化の状況を把握するため、財政指標を設定する。</p> <p>2.内容 この比率が18%以上になると地方債許可団体となり、公債費負担適正化計画の策定が義務付けられ25%以上で起債制限団体となる。</p>	<p>1.改善内容 実質公債費比率を10%以下に抑制させることを目標とする。</p> <p>2.改善理由 効果的かつ市民にわかりやすい財政運営を行う。</p>
将来負担比率	<p>1.目的 財政健全化の状況を把握するため、財政指標を設定する。</p> <p>2.内容 一般会計だけでなく、特別会計、企業会計や一部事務組合及び出資法人等を含めた普通会計の将来負担する実質的負担の標準財政規模に対する比率。</p>	<p>1.改善内容 計画期間内に全国平均を下回ることを目標とする。</p> <p>2.改善理由 効果的かつ市民にわかりやすい財政運営を行う。</p>
資金不足比率	<p>1.目的 財政健全化の状況を把握するため、財政指標を設定する。</p> <p>2.内容 公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率。</p>	<p>1.改善内容 計画期間内に資金不足額を発生させない。</p> <p>2.改善理由 独立採算制の原則の下で経営の健全化に努める。</p>

5. 財政指標の目標設定

(2) その他の財政指標

【検討項目】

件数 4件

項目名	事業内容	取り組み方針
経常収支比率	<p>1. 目的 財政健全化の状況を把握するため、財政指標を設定する。</p> <p>2. 内容 歳出のうち人件費、公債費等の経常的な経費に市税、地方交付税等を中心とする経常的な一般財源収入が充当される割合。</p>	<p>1. 改善内容 経常収支比率95%以下に改善することを目標とする。</p> <p>2. 改善理由 政策的な経費に充当できる一般財源を確保する。</p>
一般会計の市債残高	<p>1. 目的 一般会計の市債残高の減少。</p> <p>2. 内容 市債発行額を原則として各年度20億円以内として抑制してきた。</p>	<p>1. 改善内容 特例債及び土地開発公社の用地取得等に係る地方債を除いた市債の残高を350億円程度まで引き下げ、阪神・淡路大震災が起こる以前の水準にする。</p> <p>2. 改善理由 将来世代に多額の借金を残さないため、市債残高の抑制を図る。</p>
財政基金の残高	<p>1. 目的 予期しえない収入減や不時の支出増加に備えて長期的視野で財政運営を行う。</p> <p>2. 内容 不測の事態に備えるため、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる。</p>	<p>1. 改善内容 標準財政規模に対する財政基金の残高の割合を10%以上とするとともに、実質的な現金残高を20億円まで改善する。</p> <p>2. 改善理由 経済事情の著しい変動等により財源が不足する場合や災害復旧など不測の事態に備える。</p>
公共施設等整備保全基金の積み立て	<p>1. 目的 公共施設等の整備及び保全に係る経費を積み立てる。</p> <p>2. 内容 公共施設等を整備及び保全するために、計画的に基金の積み立てを行う。</p>	<p>1. 改善内容 公共施設等整備保全基金に毎年度1億5千万円以上を積み立てることを目標とする。</p> <p>2. 改善理由 数多くの公共施設が老朽化を迎えることから、維持管理経費や更新に係る経費を計画的に積み立てる。</p>

行財政プラン取り組み項目の記載方法等

1 項目掲載順序

- ・行財政プランの体系ごとに掲載している。

2 改善見込額

- ・原則として、平成22年度当初予算事業費をベースに算定している。
また、一般財源ベースで百万円単位で表示している。
- ・改善見込額については、実施期間である平成23年度から平成27年度までの5年間の合計額を計上している。

3 表記

- ・現時点において、今後取り組むべき項目や検討段階等により、効果額の算出ができないものについては、【検討項目】として表示している。

4 その他

- ・平成24年度以降の効果額については、現時点において確定したのではなく、概算額として試算したものであり、今後の検討結果等によって変更する場合もある。
- ・今後取り組みを進める中で状況に応じて項目の追加・変更を行うものである。

財政収支見通し 一般財源

歳入	項 目	2 3 計画	2 4 計画	2 5 計画	2 6 計画	2 7 計画	合計
歳入	市 税	28,760	29,465	29,778	30,091	30,612	148,706
	地方譲与税	1,033	1,033	1,033	1,033	1,033	5,165
	交付金 (地方消費税交付金 等)	2,338	2,308	2,298	2,288	2,278	11,510
	地方譲与税他	3,371	3,341	3,331	3,321	3,311	16,675
	地方交付税 (臨時財政対策債含む)	6,350	5,816	5,814	5,821	5,761	29,562
	収益事業収入	100	100	100	100	100	500
	繰入金	0	0	0	0	0	0
	財産収入	20	20	20	20	20	100
	その他	430	385	385	385	385	1,970
	財産収入他	450	405	405	405	405	2,070
	計	39,031	39,127	39,428	39,738	40,189	197,513

歳出	項 目	2 3 計画	2 4 計画	2 5 計画	2 6 計画	2 7 計画	合計
歳出	人件費	11,179	11,105	10,984	10,922	10,827	55,017
	扶助費	5,064	5,106	5,161	5,223	5,277	25,831
	公債費	6,511	5,935	6,205	6,501	6,676	31,828
	人件費・扶助費・公債費	22,754	22,146	22,350	22,646	22,780	112,676
	物件費	6,089	6,089	6,089	6,089	6,089	30,445
	維持補修費	216	305	308	311	314	1,454
	補助費等	7,655	7,255	7,233	7,430	7,193	36,766
	物件費・維持補修費・補助費等	13,960	13,649	13,630	13,830	13,596	68,665
	繰出金	3,055	3,117	3,239	3,352	3,441	16,204
	積立金	320	326	332	332	333	1,643
貸付金	22	22	22	22	22	110	
予備費	20	20	20	20	20	100	
繰出金他	3,417	3,485	3,613	3,726	3,816	18,057	
政策的・投資的経費	3,490	1,575	1,300	1,300	1,300	8,965	
	計	43,621	40,855	40,893	41,502	41,492	208,363

財源不足額	4,590	1,728	1,465	1,764	1,303	10,850
-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

財源対策

一般職員退職手当基金からの繰入		169	156	150	152	627
財政基金からの繰入	2,883	425				3,308
公共施設等整備保全基金からの繰入	979					979
行財政プランの効果額	728	524	524	523	523	2,822
合 計	4,590	1,118	680	673	675	7,736

なお生じる財源不足額	+0	610	785	1,091	628	3,114
------------	----	-----	-----	-------	-----	-------

【 参 考 】

実質赤字比率 (%)	-	1.7	2.2	3.1	1.8
連結実質赤字比率 (%)	2.4	2.2	6.0	10.1	14.3
実質公債費比率 (%)	7.6	6.8	6.5	7.0	8.1
実質的な財政基金残高 (年度当初)	+4,217	+1,649	+1,568	+1,912	+2,256

伊丹市行財政プラン
<平成23年度～平成27年度>

発行 伊丹市総務部財政室行政経営課
〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地
TEL 072-784-8153(直通)
FAX 072-784-8029